

入 札 案 内 書

第 7 回 立木資格付一般競争入札

【入 札 日 時】令和3年11月18日（木）
13時15分～13時30分
即時開札

【入 札 場 所】三八上北森林管理署 入札場

【入 札 口 数】詳細については、2ページ目を
ご覧下さい。

【物件所在地】 田子町
南来満山国有林529り1林小班外

【現 地 案 内】実施致しません。

三 八 上 北 森 林 管 理 署

〒 034-0082

住 所 青森県十和田市西二番町1番27号

T E L 0176-23-3551

F A X 0176-24-2020

令和 3 年度 立木公売物件現地案内

売払番号	案内年月日	集合時間	集合場所	案内者
第4号	本物件は、現地案内致しません。ご要望のある方については個別に対応致します。			
第5号				
第7号				
第10号				
第12号				
第13号				
第14号				
第15号				
第17号				
第18号				
第19号				
第21号				
第23号				
第24号				
第25号				
第28号				
第29号				
第32号				
第35号				
第37号				
第38号				

立木公売の公告

(第7回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

- (1) 入札受付 令和3年11月18日(木) 13時15分～13時30分
- (2) 開札 即時開札

2. 入札及び開札の場所 三八上北森林管理署 入札場

3. 現地案内 実施しません。ご要望のある方については個別に対応致します。

4. 売払物件

- (1) 売払番号、物件所在地、樹種、物件の特徴、搬出期間は、別紙売払物件一覧表及び公売物件明細書、物件案内図、実測位置図のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
- (3) 引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には一般競争参加資格確認通知書の写し又は、最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を
入れ、郵便書留により入札前日(令和3年11月17日)の16時00分までに必着としま
す。指定日時までに到着しない場合は無効となります。

(2) 送付先は次のとおり

郵便番号 034-0082
住所 青森県十和田市西二番町1番27号
宛名 三八上北森林管理署長
第7回立木公売入札書在中(朱書きで記載)

- (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 令和3年11月25日までとします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納

- (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。分収林の分収対象者へ納付する分収代金（民収分）は現納のみとし、延納は認めません。
- (2) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (3) 延納利息は、法令の定めにより 0.64%とします。
- (4) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して 20 日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙特約条項のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
- (3) 売払い箇所は分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、三八上北森林管理署経営担当又は管理担当にお問い合わせ下さい。

なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

- (4) 森林作業道作設にあたっては、別添の森林作業道特記仕様書等に基づき作設願います。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へお問い合わせ願います。

青森県十和田市西二番町 1 番 27 号

三八上北森林管理署 総務グループ 経理担当

問い合わせ先 TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

令和 3 年 10 月 29 日

分任契約担当官

三八上北森林管理署長 葛西 貴仁

別 紙

1 延納を認める対象と期限

延 納 を 認 め る 対 象	延 納 期 限
ア、立木を売り払う場合で、1件の売払代金が150万円以上となる時。	6箇月以内。ただし、国有林野の立木については、1件の売払数量が1千立方メートル以上の場合において、都府県の地域（以下「都府県」という。）で売り払うときは10箇月以内、北海道の地域（以下「北海道」という。）で売り払うときは12箇月以内。
イ、素材を売り払う場合で、1件の売払代金が60万円以上となる時。	6箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは8箇月以内。
ウ、災害救助のため、立木又は素材を売り払う時。	6箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は1年以内。

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

(1) 入札参加者は、競争参加資格確認通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。

(2) 入札者が、代理人による場合は委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

(1) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公売物件の熟覧等

別紙の、公売物件明細書のとおりですので、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程（以下「売払規程」という）を遵守して入札して下さい。

5. 入札の方法

(1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札書の確認を終え、入札箱に入れて下さい。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

7. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは入札金額(入札書に記載された 100 分の 110 に相当する金額)の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8. 契約保証金

免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

9. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないものの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到着しなかったとき。
- (9) 同一事項の入札について、同一人が 2 通以上なした入札、又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (10) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

10. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立

します。

11. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧下さい。

12. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は、当日入札場の受付から受け取って下さい。

13. 入札額

入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行って下さい。

14. 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって消費税を除いた金額を記入したものと見なし、有効として処理し、訂正、取消等は認めません。

15. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

17. 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当って森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を破ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、林産物買受申込書の提出をもって誓約します。

特約条項

1. 乙は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。
2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 乙は、林道上でのトラクタ又は畜力による集材は行わないものとする。
4. 乙は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、甲の指示に従うものとする。
5. 乙は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理し、搬出路の水切りを実施するものとする。
6. 乙は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。
7. 乙が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。
8. 売払物件の引渡しは、代金の全部（売払規程 第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合に当たっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条 第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約があった場合には、契約締結の日）から 15 日以内に買受人の立合の上行うものとする。
9. 物件の搬出期間は引渡しを終わった日から起算して、それぞれ別紙公売物件明細書に定める搬出期間とする。なお、乙がやむを得ない事由により、その搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、甲は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。またこの場合、乙は、延期承認前に延期料として 1 日につき売払代金の 1000 分の 1 に相当する金額を納付しなければならない。但し、延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1 箇年を超えることはできない。

10. この物件は、会計法第 29 条の 3 第 1 項を適用して売払いしたものであるから、立木のまま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。
11. 契約を解除した場合において徴収する違約金は、契約金額に伐倒未済木に係わる伐倒経費を加えた額の 100 分の 10 に相当する金額とする。
12. 乙は、入林する際、事前に森林作業道作設予定線を記入した基本図を添付のうえ、入林届を管轄森林事務所に提出するものとする。
13. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。
なお、搬出支障木の発生は最小限に抑えること。
14. 乙は、甲の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。
なお、やむをえず対象木の一部を放棄する場合は、甲と協議すること。
15. 乙は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を甲に書面で届出なくてはならない。
16. 無断で販売対象林分以外の林産物を伐採、搬出し国に損失を与えた場合には、国は実損額の 3 倍に相当する金額の損害賠償を請求する。また、競争参加資格停止措置を講ずる。
17. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。
18. 乙は、別紙図面に図示した経路により搬出するものとする。なお、乙は搬出経路等を変更する場合は予め森林管理署長の承認を受けなければならない。
19. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとする。

20. 労働安全の確保に関する事項

林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。

また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

森林作業道特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、堅固で簡易な土構造によることを基本とする。
なお、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

（1）幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械の作業の安全性・効率性の確保の観点から、必要に応じて、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18%（10°）程度以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り25%（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合は、のり面勾配は6分(59°)、3分(73°、岩石)とする。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、基礎部を掘削整地してから概ね30cm程度の層ごとにバケット背面及び覆帯で締固めながら積み上げる。
なお、盛土のり面が高くなる場合や強度を有しない土質の場合は、丸太組工等により補強すること。
- ② のり面勾配は1割(45°)程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土はのり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。
なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。
また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。
- ④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

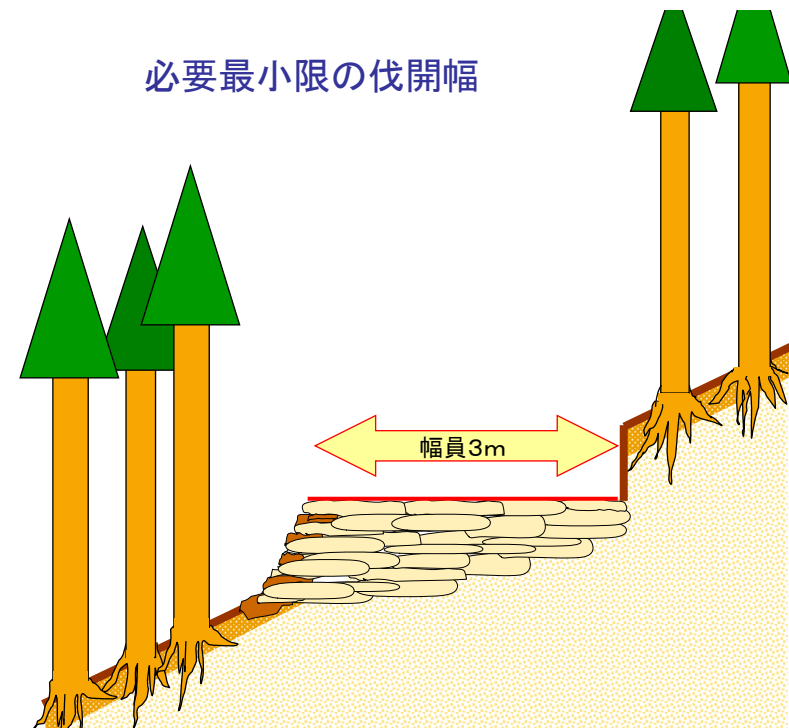
(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

4 施工管理

事業終了時には洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講じるものとする。

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



- 幅員は3 mまでとする。但し、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができるものとする。

令和 3 年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和3年11月18日(木)
施行場所 三八上北森林管理署

売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名		落否
												2 番札 (金額)	住所氏名 1 番札 (金額)	
4	田子町 南来満山国有林 529り1	スギ・他広	66	皆伐	6.80	4,979	3,573.75	0.72	分収造林 水源涵養保安林 R2 公売物件	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529り2	カラ・他広	66	皆伐	3.09	3,857	914.52	0.24	分収造林 水源涵養保安林 R2 公売物件	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529ぬ	スギ・他広	66	皆伐	1.44	732	753.76	1.03	分収造林 水源涵養保安林、砂防指定地 R2 公売物件	36ヶ月				
5	田子町 遠瀬深山国有林 502る1	スギ・カラ 他広	66	皆伐	9.34	9,551	2,617.69	0.27	分収造林 水源涵養保安林 R1.2 公売物件	36ヶ月				
7	十和田市 方平国有林 26い6	スギ・アカ 他広	89	皆伐	3.83	5,742	1,521.43	0.26	水源涵養保安林	36ヶ月				
10	十和田市 幌内山国有林 83ろ4	スギ・他広	62	皆伐	9.44	15,629	5,271.77	0.34	水源涵養保安林 1・2・3伐区 国特3	36ヶ月				
12	十和田市 生内国有林 9る1	スギ・他広	66	皆伐	2.36	1,912	1,994.96	1.04	分収造林 水源涵養保安林 R2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 仙ノ沢国有林 31と2	スギ・他広	66	皆伐	3.02	2,817	2,913.51	1.03	分収造林 水源涵養保安林 R2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 高崎国有林 32は1	スギ・他広	66	皆伐	3.17	3,026	3,187.37	1.05	分収造林、水源涵養保安林 クマタカ R2 公売物件	36ヶ月				

令和 3 年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和3年11月18日(木)
施行場所 三八上北森林管理署

売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名		落否
												2 番札 (金額)	1 番札 (金額)	
13	十和田市 高崎国有林 32ろ2	スギ・他広	58	皆伐	1.92	1,732	1,093.62	0.63	分収造林, 水源涵養保安林 クマタカ R2 公売物件	36ヶ月				
14	十和田市 高崎国有林 32は2	スギ・他広	49	皆伐	9.19	15,240	4,327.71	0.28	分収造林, 水源涵養保安林 クマタカ H30. R1. 2 公売物件	36ヶ月				
15	十和田市 高崎国有林 32は3	スギ・他広	48	皆伐	5.44	12,747	2,339.99	0.18	分収造林, 水源涵養保安林 クマタカ H30. R1. 2 公売物件	36ヶ月				
17	十和田市 宇樽部国有林 66れ	スギ・他広	67	皆伐	1.36	1,349	1,109.14	0.82	分収造林, 水源涵養保安林 特史跡・国特3 R2 公売物件	36ヶ月				
18	十和田市 深持山国有林 142い7 (1伐区)	スギ・アカ 他広	66	皆伐	18.33	33,288	12,414.79	0.37	分収造林 水源涵養保安林 R2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 深持山国有林 142い8	スギ・他広	66	皆伐	0.92	944	614.20	0.65	分収造林, 水源涵養保安林 砂防指定地 R2 公売物件	36ヶ月				
19	野辺地町 地続山国有林 1076ろ	スギ・他広	66	皆伐	3.25	5,584	1,320.96	0.24	水源涵養保安林	36ヶ月				
21	東北町 横沢第二国有林 1306い	スギ・アカ 他広	69	皆伐	13.66	8,606	6,484.47	0.75	水源涵養保安林 1・2・3伐区	36ヶ月				
23	野辺地町 地続山国有林 1077ぬ	スギ・他広	57	皆伐	2.18	3,916	672.20	0.17	分収造林 R2 公売物件	36ヶ月				

令和 3 年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和3年11月18日(木)
施行場所 三八上北森林管理署

売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名		落否
												2 番札 (金額)	住所氏名 1 番札 (金額)	
24	東北町 横沢第二国有林 1312へ	スギ・カラ アカ・他広	51	皆伐	1.69	1,344	674.14	0.50	分収造林 H28～R2 公売物件	36ヶ月				
25	東北町 野田頭山国有林 1498た1	スギ・アカ 他広	52	皆伐	0.57	1,194	384.14	0.32	分収造林 R1.2 公売物件	36ヶ月				
	東北町 野田頭山国有林 1498た2	スギ・アカ 他広	52	皆伐	2.42	1,983	437.16	0.22	分収造林 R1.2 公売物件	36ヶ月				
	東北町 野田頭国有林 1498た3	スギ・他広	52	皆伐	4.22	7,652	3,033.33	0.40	分収造林 R1.2 公売物件	36ヶ月				
28	十和田市 黒森山国有林 133に1	スギ・他広	65	皆伐	4.44	6,258	2,883.59	0.46	水源涵養保安林	36ヶ月				
29	十和田市 黒森山国有林 134へ	スギ・他広	79	皆伐	4.24	2,533	2,299.30	0.91	水源涵養保安林	36ヶ月				
	十和田市 黒森山国有林 134と	スギ・他広	75	皆伐	3.49	1,887	1,624.28	0.86	水源涵養保安林	36ヶ月				
32	六ヶ所村 鷹架国有林 1165に	スギ・クロ アカ・他広	90	皆伐	9.16	7,750	2,937.34	0.38	1・2伐区	36ヶ月				
35	六ヶ所村 棚沢山国有林 2023へ	スギ・他広	67	皆伐	2.70	2,436	807.95	0.33	分収造林 H30～R2 公売物件	36ヶ月				

令和 3 年度

売 払 物 件 一 覧 表

 施行月日 令和3年11月18日(木)
 施行場所 三八上北森林管理署

売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名		落否
												2 番札 (金額)	1 番札 (金額)	
37	十和田市 十和田奥瀬官行造林 1る2	カラ・他広	64	皆伐	2.00	1,340	729.61	0.54	官行造林 R1.2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 十和田奥瀬官行造林 1わ	スギ・カラ 他広	66	皆伐	43.35	52,607	21,950.63	0.42	官行造林 R1.2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 十和田奥瀬官行造林 1か	スギ・カラ 他広	66	皆伐	7.90	8,089	3,423.84	0.42	官行造林 R1.2 公売物件	36ヶ月				
38	十和田市 十和田奥瀬官行造林 2ろ	アカ・他広	63	皆伐	5.00	4,940	1,868.16	0.38	官行造林 国特3 クマグラ・クマタカ R1.2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 十和田奥瀬官行造林 2は	スギ	63	皆伐	3.11	4,240	2,818.58	0.66	官行造林 国特3 クマグラ・クマタカ R1.2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 十和田奥瀬官行造林 2へ	スギ・他広	62	皆伐	7.84	6,786	5,155.61	0.76	官行造林 鳥獣保 国特3 クマグラ・クマタカ R1.2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 十和田奥瀬官行造林 2い	スギ	64	皆伐	1.26	1,840	762.06	0.41	官行造林 国特3 クマグラ・クマタカ H30～R2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 十和田奥瀬官行造林 2に	その他広	64	皆伐	0.63	384	78.31	0.20	官行造林 鳥獣保 国特3 クマグラ・クマタカ H30～R2 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 十和田奥瀬官行造林 2ほ	スギ・他広	64	皆伐	6.70	8,822	5,385.98	0.61	官行造林 鳥獣保 国特3 クマグラ・クマタカ H30～R2 公売物件	36ヶ月				
計					209.46	253,736	110,379.85							

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		4（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	529り1林小班外	1．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下						12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		2．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材		378	846	1,191	579	77	3	3,074	3,491.72		
伐採方法	皆伐			カラマツ	生立木	一般材		764	1,224	167	8			2,163	892.47		
面積（h a）	11.33		3．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	スギ	生立木	低質材	129	4	1				134	5.18			
林齢（年）	66			カラマツNA	生立木	低質材	2	205	28					235	43.74		
搬出期間（ヶ月）	36		4．本物件は、砂防指定地を含むため事前に所定の手続きが必要となります。	N計			131	1,351	2,099	1,358	587	77	3	5,606	4,433.11		
契約関係	分収造林			ブナ	生立木	一般材			26	16	4			46	32.82		
民収分納入方法	振り込み		5．本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。	ミズナラ	生立木	一般材			11	5				16	8.87		
				サワグルミ	生立木	一般材			3	20	19	2		44	68.49		
法令制限、その他留意事項				オニグルミ	生立木	一般材				5	1			6	5.86		
保安林	水源かん養			ウダイカンバ	生立木	一般材			6	16	2			24	20.33		
自然公園	－			カツラ	生立木	一般材			1					1	0.68		
砂防指定	○			ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4			54	42.55		
車両制限	－			キハダ	生立木	一般材				1				1	0.62		
民地借用	－			イタヤカエデ	生立木	一般材			4	1				5	2.55		
延納	官収分のみ可			トチノキ	生立木	一般材			1	2	1		1	5	9.25		
				シナノキ	生立木	一般材			9	7	1			17	10.94		
				センノキ	生立木	一般材			2	3	1			6	5.91		
				他L	生立木	一般材			1					1	0.57		
				他L	生立木	低質材	1,354	1,655	570	125	27	3	2	3,736	599.48		
				L計			1,354	1,655	653	232	60	5	3	3,962	808.92		
			N・L計				1,485	3,006	2,752	1,590	647	82	6	9,568	5,242.03		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	4-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		364	754	973	461	56	2	2,610	2,862.53	32	24
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材		26	88	65	8			187	132.09	28	21
面積（h a）	6.80		スギ	生立木	低質材	127	2	1					130	5.03	8	10
林齢（年）	66		カラマツNA	生立木	低質材		21	11					32	10.00	20	18
搬出期間（ヶ月）	36		N計			127	413	854	1,038	469	56	2	2,959	3,009.65		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			8	11	4			23	22.15	34	23
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材			9	4				13	7.12	28	20
			サワグルミ	生立木	一般材			2	9	6	1		18	22.20	38	23
法令制限、その他留意事項			オニグルミ	生立木	一般材				5	1			6	5.86	38	20
保安林	水源かん養		ウダイカンバ	生立木	一般材			4	16	2			22	19.37	34	20
自然公園	－		カツラ	生立木	一般材				1				1	0.68	30	22
砂防指定	－		ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4			54	42.55	32	21
車両制限	－		キハダ	生立木	一般材				1				1	0.62	32	18
民地借用	－		イタヤカエデ	生立木	一般材			4	1				5	2.55	26	20
延納	官収分のみ可		トチノキ	生立木	一般材			1	2	1		1	5	9.25	52	20
			シナノキ	生立木	一般材			9	5				14	8.25	28	20
			センノキ	生立木	一般材			1	3	1			5	5.33	36	23
			他L	生立木	一般材			1					1	0.57	28	21
			他L	生立木	低質材	473	804	463	92	16	3	1	1,852	417.60	18	13
			L計			473	804	521	181	35	4	2	2,020	564.10		
			N・L計			600	1,217	1,375	1,219	504	60	4	4,979	3,573.75		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	4-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		カラマツ	生立木	一般材		738	1,136	102				1,976	760.38	22	18
伐採方法	皆伐		カラマツNA	生立木	低質材	2	184	17					203	33.74	16	15
面積（h a）	3.09															
林齢（年）	66															
搬出期間（ヶ月）	36		N計			2	922	1,153	102				2,179	794.12		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			14	2				16	6.92	26	17
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材			2	1				3	1.75	32	16
			ウダイカンバ	生立木	一般材			2					2	0.96	28	18
法令制限、その他留意事項			シナノキ	生立木	一般材				1				1	0.70	34	18
保安林	水源かん養		センノキ	生立木	一般材			1					1	0.58	30	19
自然公園	－		他L	生立木	低質材	817	774	60	4				1,655	109.49	12	9
砂防指定	－															
車両制限	－		L計			817	774	79	8				1,678	120.40		
民地借用	－															
延納	官収分のみ可															
		N・L計				819	1,696	1,232	110				3,857	914.52		

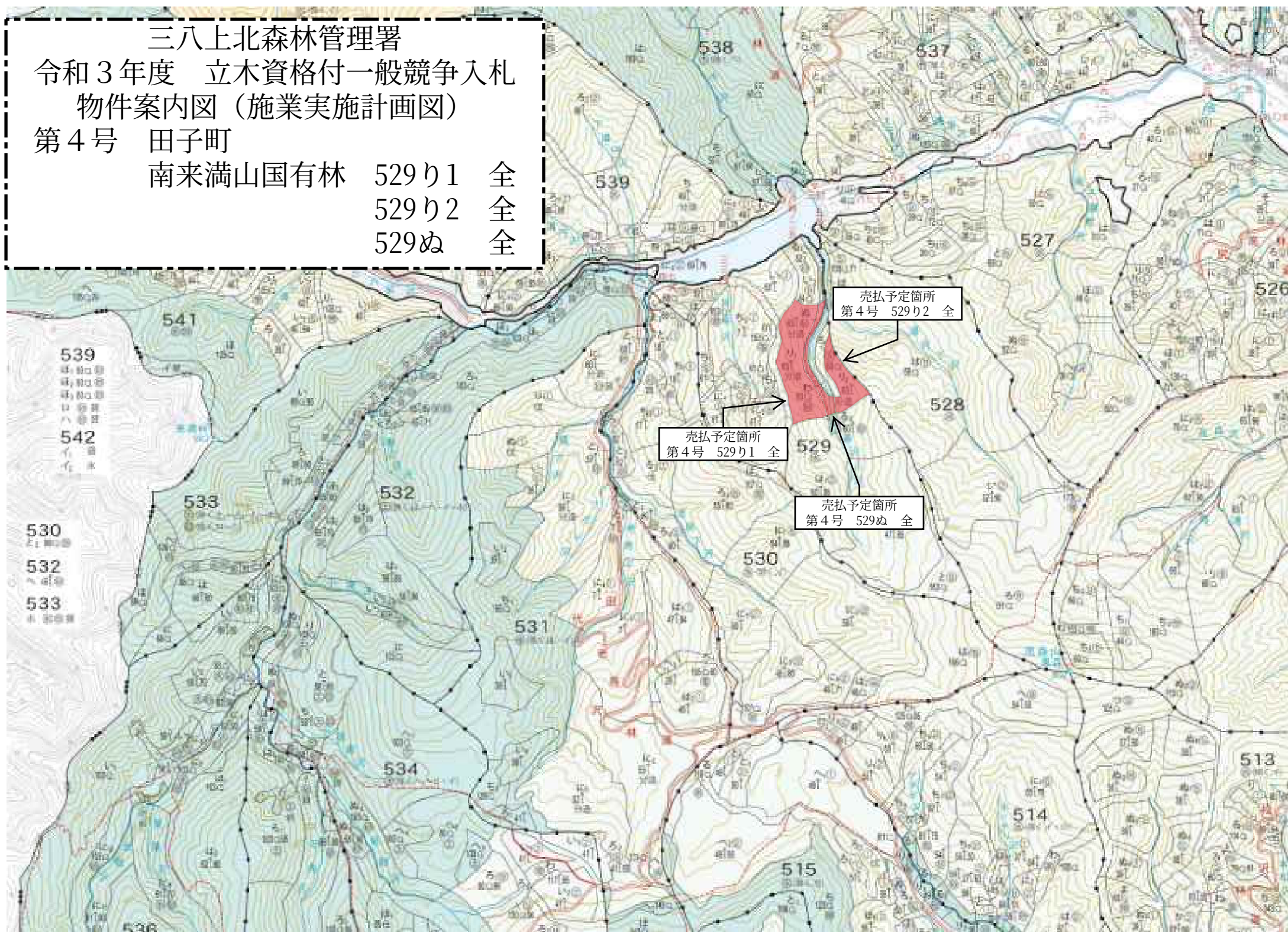
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	4-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		14	92	218	118	21	1	464	629.19	36	25
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	2	2						4	0.15	12	5
面積（h a）	1.44															
林齢（年）	66															
搬出期間（ヶ月）	36		N計			2	16	92	218	118	21	1	468	629.34		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			4	3				7	3.75	30	17
民収分納入方法	振り込み		サワグルミ	生立木	一般材			1	11	13	1		26	46.29	42	29
			シナノキ	生立木	一般材				1	1			2	1.99	38	19
法令制限、その他留意事項			他L	生立木	低質材	64	77	47	29	11		1	229	72.39	22	12
保安林	水源かん養															
自然公園	－															
砂防指定	○		L 計			64	77	52	44	25	1	1	264	124.42		
車両制限	－															
民地借用	－															
延納	官収分のみ可															

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

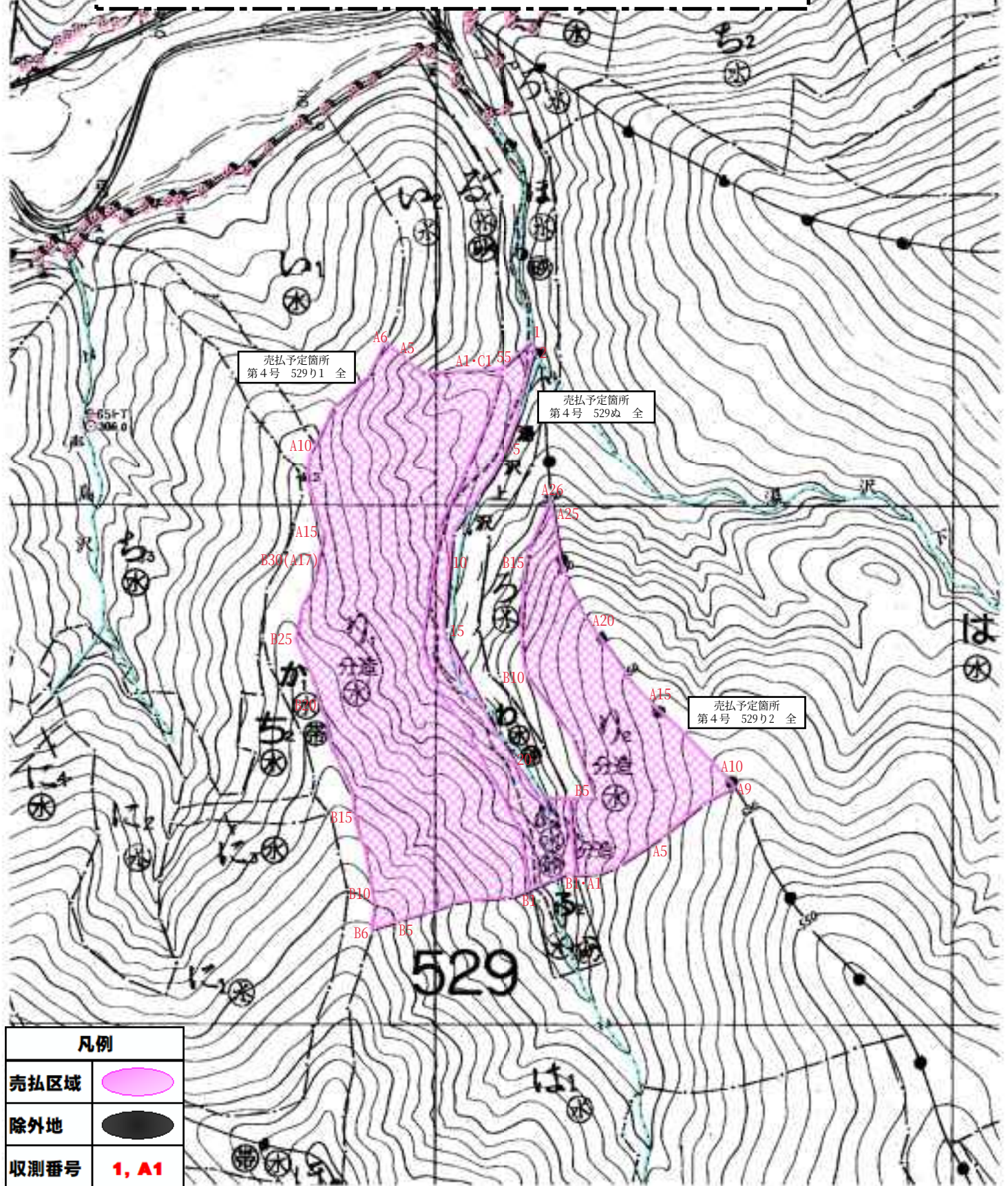
第4号 田子町

南来満山国有林	529り1	全
	529り2	全
	529ぬ	全



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

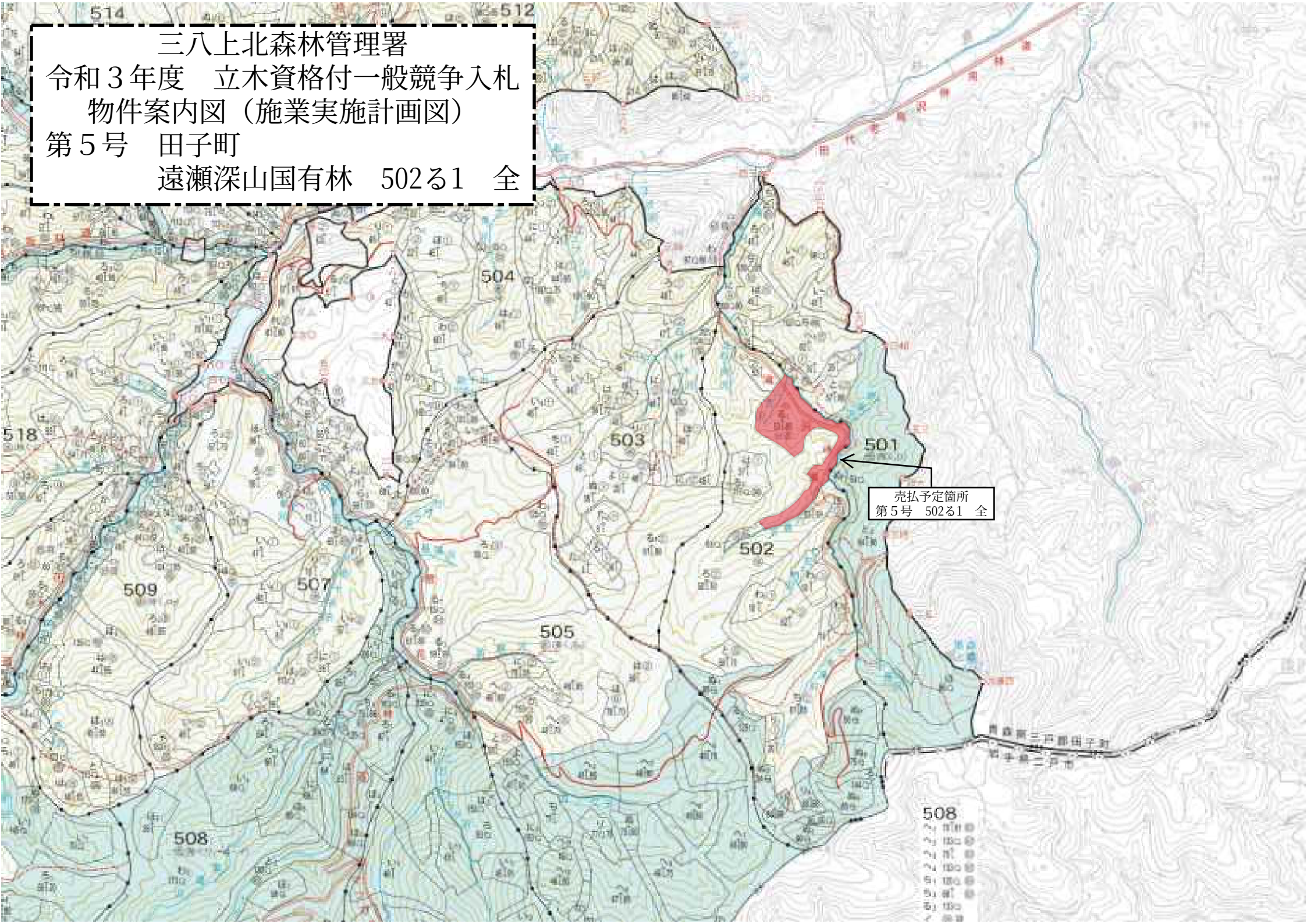
南来満山国有林 529り1林小班 全 6.80ha
529り2林小班 全 3.09ha
529ぬ林小班 全 1.44ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		5	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	遠瀬深山国有林	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数								計		平均	
	502る1林小班					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木	2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材		526	340	190	56	11	1	1,124	612.35	24	18	
伐採方法	皆伐		ヒバ	生立木	一般材			12	2	2				16	3.42	20	11
面積（h a）	9.34	3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	カラマツ	生立木	一般材		149	376	193	14	2		734	487.23	28	22	
林齢（年）	66		アカマツ	生立木	一般材				1	5				6	6.12	32	24
搬出期間（ヶ月）	36	4. 本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から2km以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～12月に限定されることを予めご承知お下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。	スギ	生立木	低質材	139	4						143	3.49	8	6	
契約関係	分収造林		ヒバNA	生立木	低質材	43	78	9						130	10.58	12	9
民収分納入方法	振り込み		カラマツNA	生立木	低質材	1	53	36	2	1			93	32.85	20	20	
			アカマツNA	生立木	低質材				1	4			5	4.21	32	22	
法令制限、その他留意事項			N計			183	822	765	396	71	13	1	2,251	1,160.25			
保安林	水源かん養		ブナ	生立木	一般材			45	37	5			87	60.72	30	21	
自然公園	－		クリ	生立木	一般材				1	1			2	1.40	30	21	
砂防指定	－		ミズナラ	生立木	一般材				155	57	5		217	121.73	28	20	
車両制限	－		サワグルミ	生立木	一般材				15	21	14	5	55	65.59	38	23	
民地借用	－		ウダイカンバ	生立木	一般材				88	48	5		141	89.27	30	20	
延納	官収分のみ可		ドロノキ	生立木	一般材				2	2	1		5	3.62	32	20	
			カツラ	生立木	一般材				4	5		1	10	8.14	34	20	
			ホオノキ	生立木	一般材						124	90	6	220	146.19	30	20
			サクラ	生立木	一般材				30	8	1		39	20.11	28	19	
			イタヤカエデ	生立木	一般材				11	4			15	7.53	28	19	
			トチノキ	生立木	一般材				11	12			23	15.57	30	20	
			シナノキ	生立木	一般材				7	11	2		20	16.22	34	20	
			アサダ	生立木	一般材					1			1	0.91	36	21	
			センノキ	生立木	一般材				8	3	1	1	1	14	11.77	34	20
			ニレ	生立木	一般材					1			1	1.86	50	23	
			他L	生立木	一般材				33	12	3		1	49	32.13	30	20
			他L	生立木	低質材	2,395	3,180	767	51	3	5		6,401	854.68	14	13	
			L計			2,395	3,180	1,301	364	46	12	2	7,300	1,457.44			
			N・L計			2,578	4,002	2,066	760	117	25	3	9,551	2,617.69			

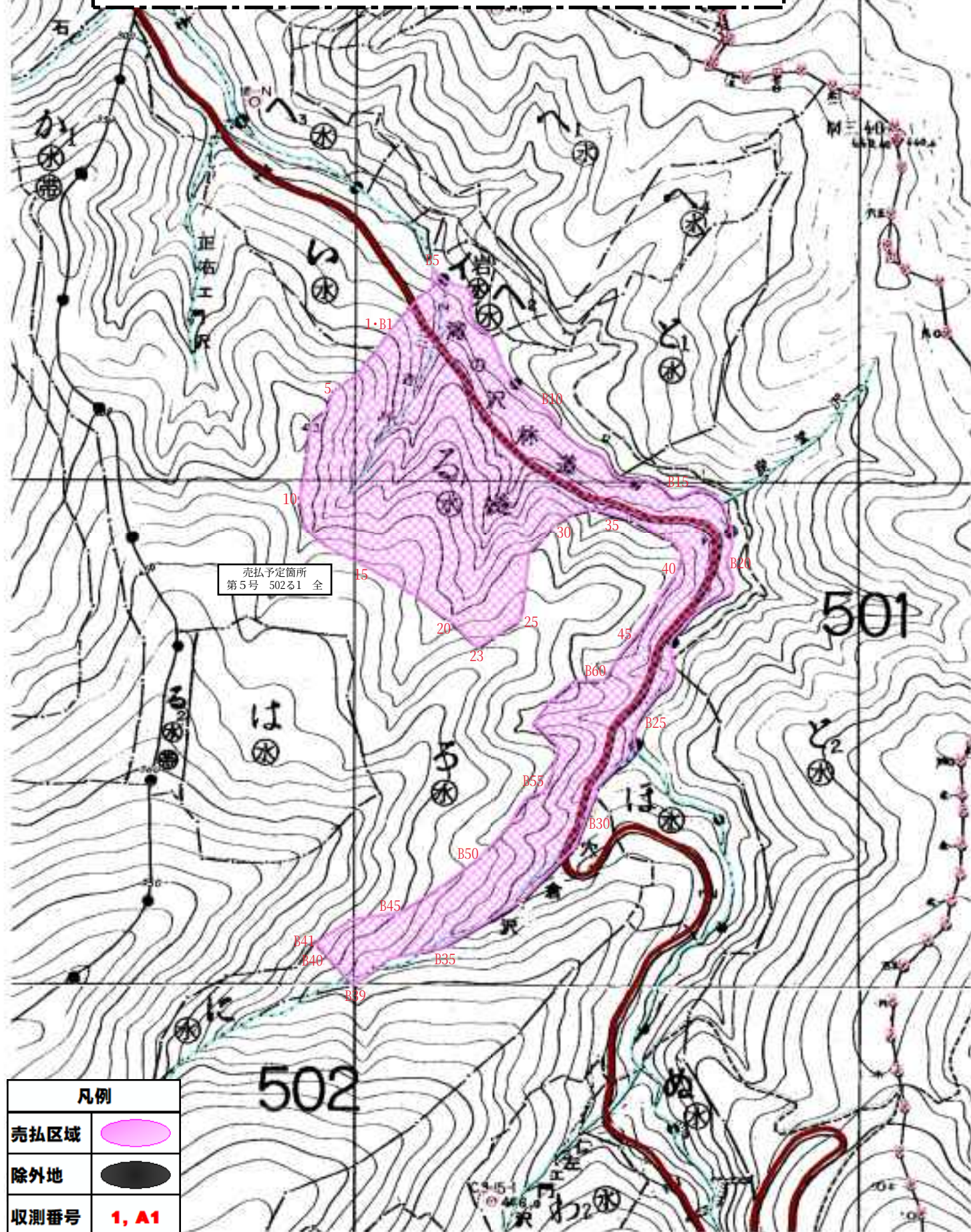
三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第5号 田子町
遠瀬深山国有林 502る1 全



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

IK-NOS

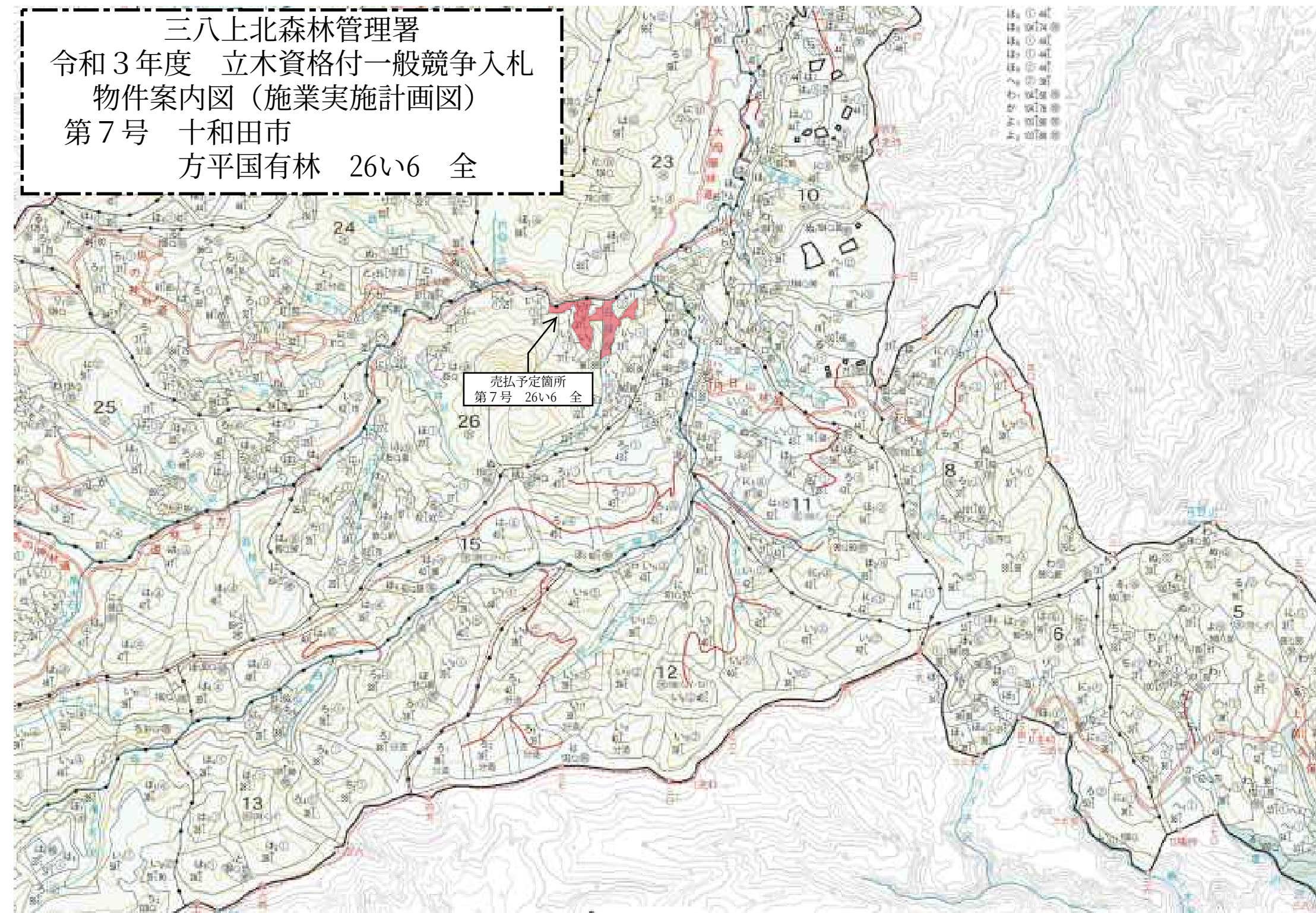
遠瀬深山国有林 502る1林小班 全 9.34ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		7	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	方平国有林		1．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 2．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 3．本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	26い6林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地			スギ	生立木	一般材		1,755	567	189	81			2,592	725.21	20	13
伐採方法	皆伐			アカマツ	生立木	一般材		54	459	243	54			810	471.52	28	18
面積（h a）	3.83			スギ	生立木	低質材	567							567	14.09	8	6
林齢（年）	89																
搬出期間（ヶ月）	36			N計			567	1,809	1,026	432	135			3,969	1,210.82		
契約関係	国有林			他L	生立木	一般材				11	11			22	19.95	40	17
民収分納入方法	－			他L	生立木	低質材	60	1,184	436	71				1,751	290.66	18	11
法令制限、その他留意事項																	
保安林	水源かん養			L計			60	1,184	436	82	11			1,773	310.61		
自然公園	－																
砂防指定	－																
車両制限	－																
民地借用	－																
延納	可																

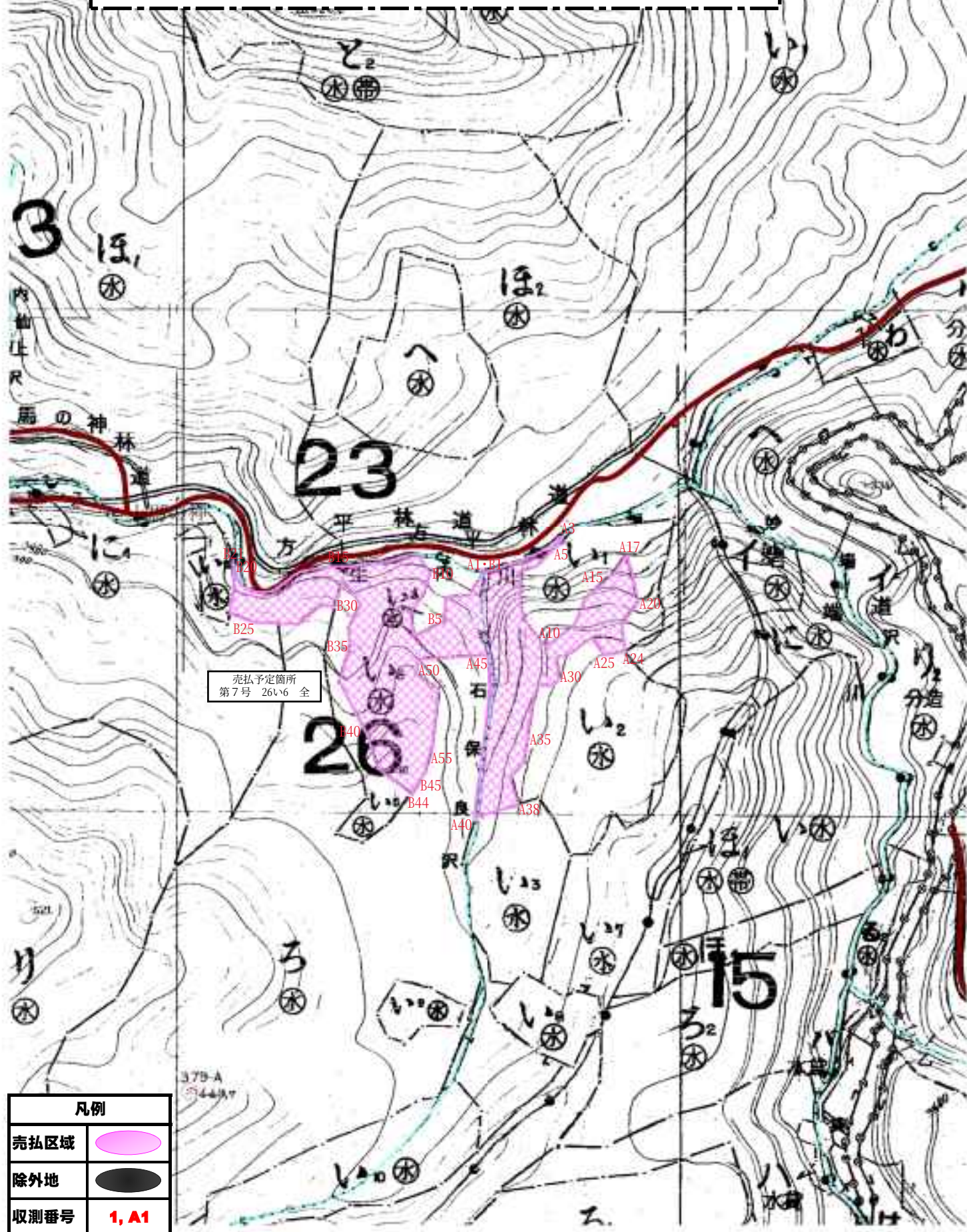
三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第7号 十和田市
方平国有林 26い6 全



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

IKONOS

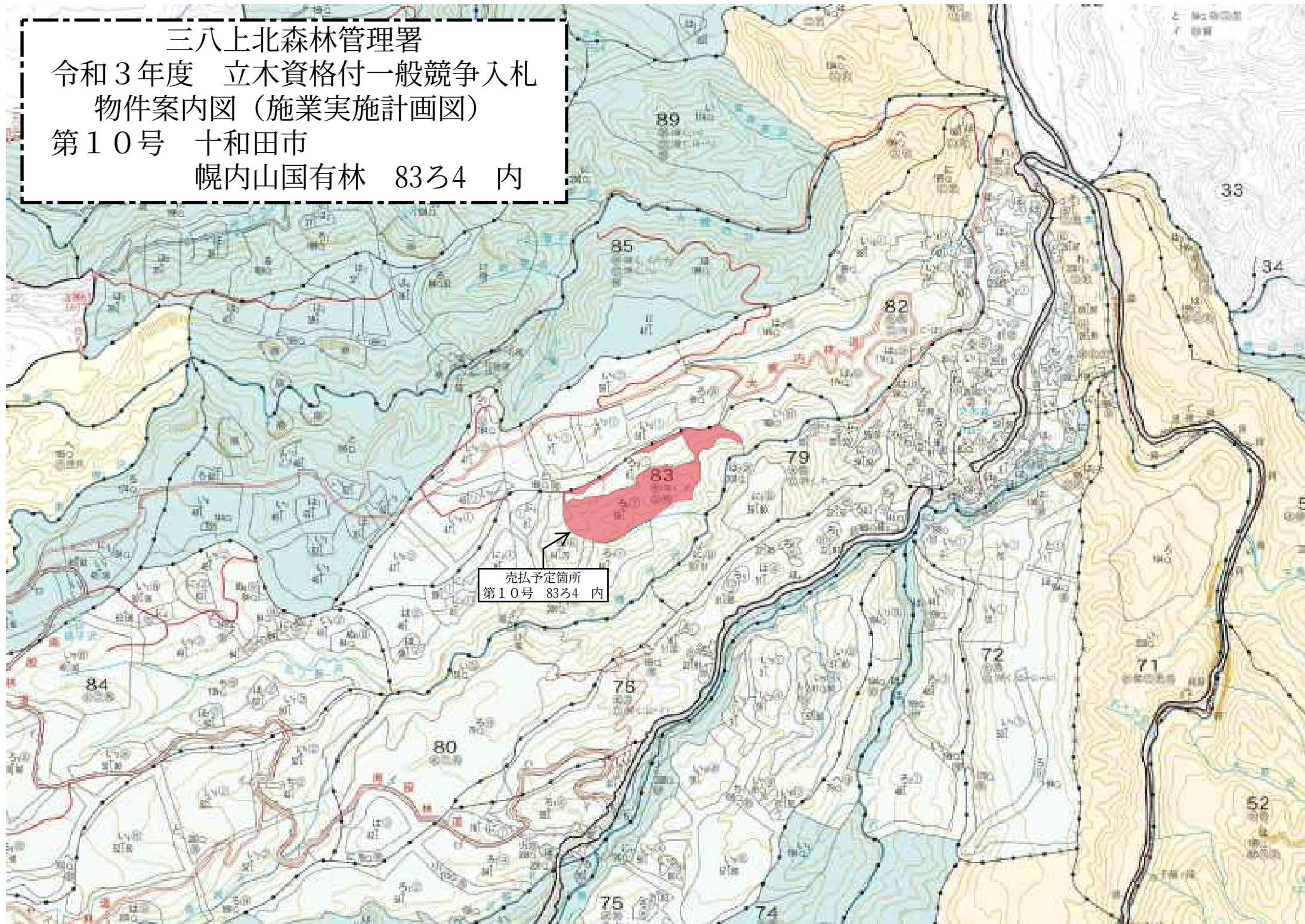
方平国有林 26い6林小班 全 3.83ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

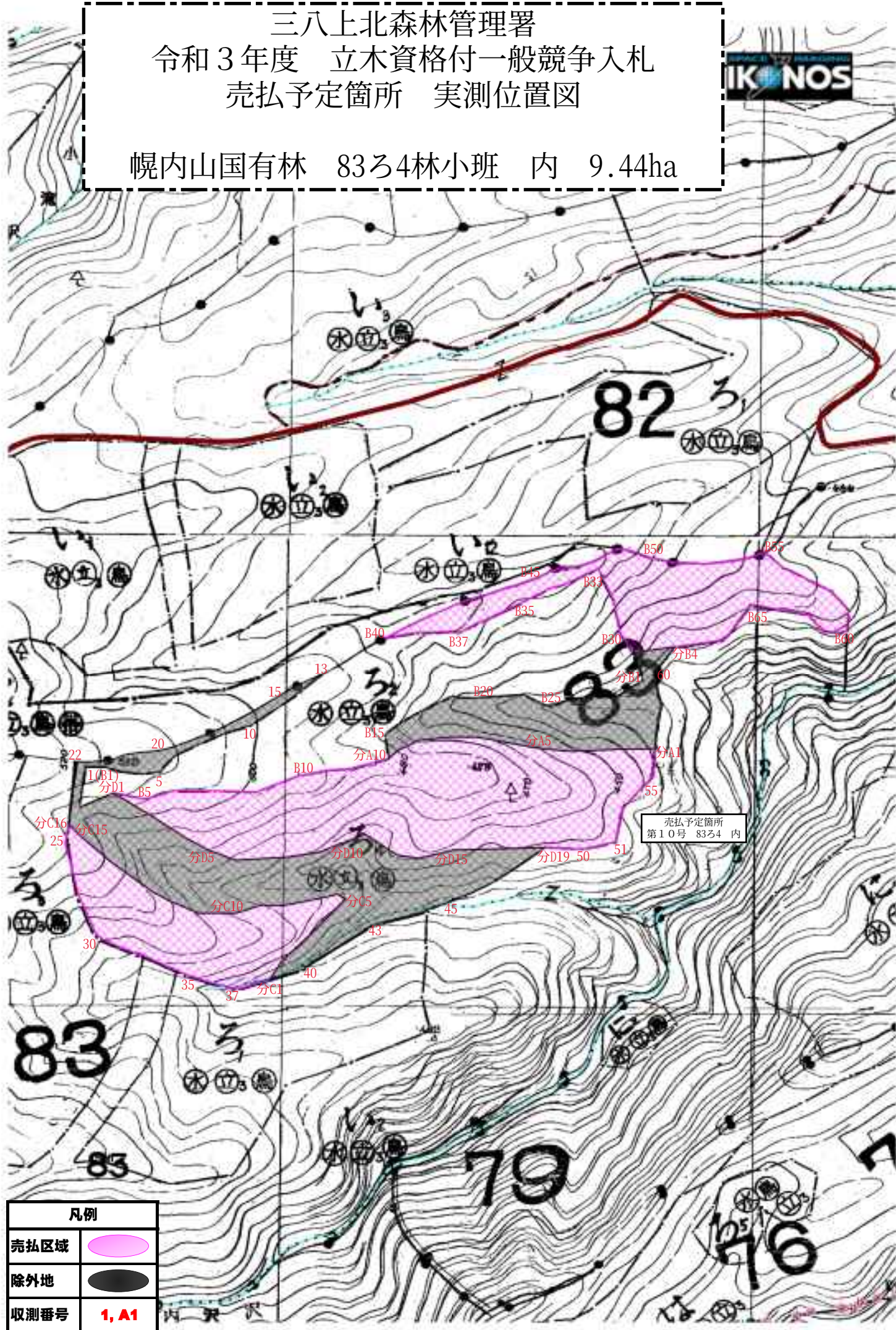
物件番号		10	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	幌内山国有林 83ろ4林小班		1. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 2. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 3. 収穫除外地を設定しているため、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 4. 本売払い物件及びその周辺は、国立公園に指定されているのため、区域外の土場及び搬出路の作設、使用に際し、所定の手続が必要となります。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下	12cm ～20					22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	標準地			スギ	生立木	一般材		8,051	5,891	1,198	57			15,197	5,252.55	22	16
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	低質材	350							350	13.41	8	9
面積（h a）	9.44																
林齢（年）	62																
搬出期間（ヶ月）	36			N計			350	8,051	5,891	1,198	57			15,547	5,265.96		
契約関係	国有林			他L	生立木	低質材	54	28						82	5.81	12	9
民収分納入方法	－																
				L計			54	28						82	5.81		
法令制限、その他留意事項																	
保安林	水源かん養																
自然公園	国特3																
砂防指定	－																
車両制限	－																
民地借用	－																
延納	可																
			N・L計			404	8,079	5,891	1,198	57			15,629	5,271.77			

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第10号 十和田市
幌内山国有林 83ろ4 内



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

幌内山国有林 83ろ4林小班 内 9.44ha



凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		12（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	生内国有林		1．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	9る1林小班外						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）	
調査方法	直径毎木		2．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材		767	1,853	2,230	1,242	340	64	6,496	7,887.99			
面積（h a）	8.55			カラマツ	生立木	一般材				1				1	1.40			
林齢（年）	66		3．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	アカマツ	生立木	一般材			9	28	11	1		49	61.55			
搬出期間（ヶ月）	36			スギ	生立木	低質材	151	1						152	4.91			
契約関係	分収造林		4．本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。	アカマツNA	生立木	低質材			2	2				4	2.83			
民収分納入方法	振り込み			N計			151	768	1,864	2,261	1,253	341	64	6,702	7,958.68			
			5．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。	ブナ	生立木	一般材				1				1	0.67			
法令制限、その他留意事項				クリ	生立木	一般材				10	4				14	8.23		
保安林	水源かん養		6．本売払い物件は、区域内に貸付地（水貸）があるので、工作物等を損傷しないよう十分に注意すること。	ミズナラ	生立木	一般材				1	3	1			5	5.38		
自然公園	－			サワグルミ	生立木	一般材				6	11	4	1	1	23	28.46		
砂防指定	－		7．本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から2 k m以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～1 1 月に限定することを予めご承知おき下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。	オニグルミ	生立木	一般材				1	2				3	1.77		
車両制限	－			ウダイカンバ	生立木	一般材					1		1			2	1.65	
民地借用	－			ホオノキ	生立木	一般材				10	3	2			15	9.92		
延納	官収分のみ可			トチノキ	生立木	一般材					3	1				4	1.95	
				アサダ	生立木	一般材				8	3	1			12	8.24		
				ニレ	生立木	一般材					1					1	0.37	
				他L	生立木	一般材					2				2	1.61		
				他L	生立木	低質材	669	266	22	13	1			971	68.91			
				L計			669	266	63	43	10	1	1	1,053	137.16			
				N・L計				820	1,034	1,927	2,304	1,263	342	65	7,755	8,095.84		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		12-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		生内国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
		10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		直径毎木		スギ	生立木	一般材		176	441	628	330	81	23	1,679	1,982.37	36	23
伐採方法		皆伐		アカマツ	生立木	一般材				4				4	4.47	34	24
面積（h a）		2.36		スギ	生立木	低質材	52	1						53	1.69	8	7
林齢（年）		66															
搬出期間（ヶ月）		36															
契約関係		分収造林		N計			52	177	441	632	330	81	23	1,736	1,988.53		
民収分納入方法		振り込み		クリ	生立木	一般材			3	1				4	2.23	28	20
				他L	生立木	低質材	157	14	1					172	4.20	8	7
法令制限、その他留意事項																	
保安林	水源かん養			L計			157	14	4	1				176	6.43		
自然公園	－																
砂防指定	－																
車両制限	－																
民地借用	－																
延納	官収分のみ可																
	</																

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		12-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		仙ノ沢国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
		10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		直径毎木		スギ	生立木	一般材		316	665	699	417	123	30	2,250	2,756.88	34	25
伐採方法		皆伐		アカマツ	生立木	一般材			9	24	11	1		45	57.08	36	24
面積（h a）		3.02		スギ	生立木	低質材	38							38	1.28	8	9
林齢（年）		66		アカマツNA	生立木	低質材			2	2				4	2.83	28	22
搬出期間（ヶ月）		36		N計			38	316	676	725	428	124	30	2,337	2,818.07		
契約関係		分収造林		ブナ	生立木	一般材				1				1	0.67	40	13
民収分納入方法		振り込み		クリ	生立木	一般材			7	3				10	6.00	28	21
				ミズナラ	生立木	一般材			1	3	1			5	5.38	36	22
法令制限、その他留意事項				サワグルミ	生立木	一般材			3	8	3	1		15	19.87	38	25
保安林	水源かん養			オニグルミ	生立木	一般材				2				2	1.51	32	21
自然公園	－			ウダイカンバ	生立木	一般材					1			1	1.26	44	20
砂防指定	－			ホオノキ	生立木	一般材			8	3	1			12	7.87	30	20
車両制限	－			トチノキ	生立木	一般材			3	1				4	1.95	28	17
民地借用	－			アサダ	生立木	一般材			8	3	1			12	8.24	30	21
延納	官収分のみ可			ニレ	生立木	一般材			1					1	0.37	28	14
				他L	生立木	一般材				1				1	0.91	36	21
				他L	生立木	低質材	233	161	15	7				416	41.41	12	11
				L計			233	161	46	32	7	1		480	95.44		
				N・L計			271	477	722	757	435	125	30	2,817	2,913.51		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		12-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	高崎国有林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	32は1林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木			スギ	生立木	一般材		275	747	903	495	136	11	2,567	3,148.74	34	25
伐採方法	皆伐			カラマツ	生立木	一般材				1				1	1.40	38	28
面積（h a）	3.17			スギ	生立木	低質材	61							61	1.94	8	9
林齢（年）	66																
搬出期間（ヶ月）	36																
契約関係	分収造林			N計			61	275	747	904	495	136	11	2,629	3,152.08		
民収分納入方法	振り込み			サワグルミ	生立木	一般材			3	3	1		1	8	8.59	38	22
				オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.26	24	13
法令制限、その他留意事項				ウダイカンバ	生立木	一般材			1					1	0.39	24	19
保安林	水源かん養			ホオノキ	生立木	一般材			2		1			3	2.05	32	20
自然公園	－			他L	生立木	一般材				1				1	0.70	34	18
砂防指定	－			他L	生立木	低質材	279	91	6	6	1			383	23.30	10	10
車両制限	－																
民地借用	－		L計			279	91	13	10	3		1	397	35.29			
延納	官収分のみ可																
			N・L計			340	366	760	914	498	136	12	3,026	3,187.37			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		13	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	高崎国有林		1．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 4．本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。 5．本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から2 k m以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～1 1月に限定することを予めご承知おき下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下	12cm ～20					22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木			スギ	生立木	一般材		255	421	341	139	10		1,166	1,029.28	30	22
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	低質材	68							68	1.81	8	7
面積（h a）	1.92																
林齢（年）	58																
搬出期間（ヶ月）	36			N計			68	255	421	341	139	10		1,234	1,031.09		
契約関係	分収造林			コナラ	生立木	一般材			1					1	0.34	24	17
民収分納入方法	振り込み			サワグルミ	生立木	一般材			11	6	3			20	18.85	32	24
				オニグルミ	生立木	一般材			5	3				8	4.98	30	19
法令制限、その他留意事項				ウダイカンバ	生立木	一般材					1			1	0.97	42	17
保安林	水源かん養			ドロノキ	生立木	一般材			1					1	0.25	22	15
自然公園	—			ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.57	28	21
砂防指定	—			トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	30	12
車両制限	—			ニレ	生立木	一般材			1					1	0.43	24	21
民地借用	—			他L	生立木	一般材			3	2				5	3.50	30	20
延納	官収分のみ可			他L	生立木	低質材	286	161	8	4				459	32.28	10	11
				L計			286	161	32	15	4			498	62.53		
			N・L計			354	416	453	356	143	10		1,732	1,093.62			

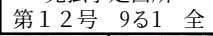
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		14	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	高崎国有林		1．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 4．本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から2 k m以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～1 1月に限定することを予めご承知おき下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	32は2林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木			スギ	生立木	一般材		5, 201	4, 689	1, 046	58	3		10, 997	4, 041. 76	22	16
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	低質材	1, 341							1, 341	37. 25	8	9
面積 (h a)	9. 19																
林齢 (年)	49																
搬出期間 (ヶ月)	36			N計			1, 341	5, 201	4, 689	1, 046	58	3		12, 338	4, 079. 01		
契約関係	分収造林			ブナ	生立木	一般材				1				1	0. 45	34	12
民収分納入方法	振り込み			ミズナラ	生立木	一般材			5					5	1. 47	24	15
				サワグルミ	生立木	一般材			38	17	5			60	39. 83	30	19
法令制限、その他留意事項				ウダイカンバ	生立木	一般材			8	1				9	3. 77	26	16
保安林	水源かん養			ドロノキ	生立木	一般材			3	2				5	2. 10	28	16
自然公園	－			カツラ	生立木	一般材			1					1	0. 40	26	17
砂防指定	－			ホオノキ	生立木	一般材			26	1				27	11. 44	26	18
車両制限	－			サクラ	生立木	一般材			1					1	0. 26	24	13
民地借用	－			カエデ	生立木	一般材			2					2	0. 54	24	14
延納	官収分のみ可			トチノキ	生立木	一般材			1					1	0. 40	26	17
				他L	生立木	一般材			32	13				45	21. 66	28	17
				他L	生立木	低質材	1, 618	1, 085	34	8				2, 745	166. 38	10	10
				L計			1, 618	1, 085	151	43	5			2, 902	248. 70		
			N・L計			2, 959	6, 286	4, 840	1, 089	63	3		15, 240	4, 327. 71			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

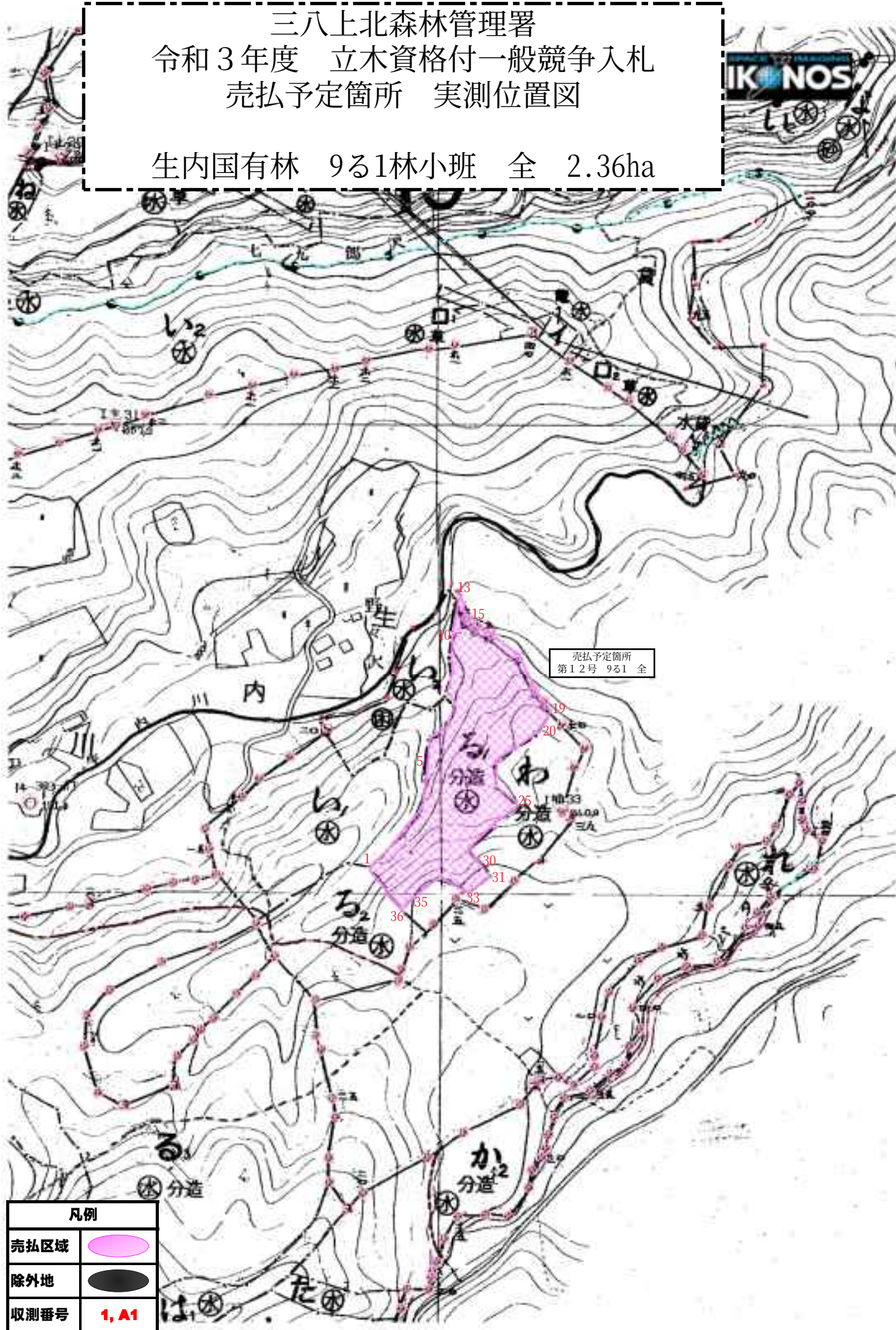
物件番号		15	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	高崎国有林	32は3林小班	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 4. 本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から2 k m以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～1 1月に限定することを予めご承知おき下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	10cm 以下						12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木	伐採方法		皆伐	スギ	生立木	一般材		3,649	2,379	445	30	1		6,504	2,140.16	20	16
面積（h a）	5.44	面積（h a）		5.44 <td>アカマツ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.46</td> <td>28</td> <td>16</td>	アカマツ	生立木	一般材			1					1	0.46	28	16
林齢（年）	48	林齢（年）		48 <td>スギ</td> <td>生立木</td> <td>低質材</td> <td>1,563</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,563</td> <td>38.11</td> <td>8</td> <td>8</td>	スギ	生立木	低質材	1,563							1,563	38.11	8	8
搬出期間（ヶ月）	36	搬出期間（ヶ月）		36 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>														
契約関係	分収造林	契約関係		分収造林 <td>N計</td> <td></td> <td></td> <td>1,563</td> <td>3,649</td> <td>2,380</td> <td>445</td> <td>30</td> <td>1</td> <td></td> <td>8,068</td> <td>2,178.73</td> <td></td> <td></td>	N計			1,563	3,649	2,380	445	30	1		8,068	2,178.73		
民収分納入方法	振り込み	民収分納入方法		振り込み <td>ブナ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.40</td> <td>26</td> <td>17</td>	ブナ	生立木	一般材			1					1	0.40	26	17
法令制限、その他留意事項					ミズナラ	生立木	一般材			2					2	0.57	22	16
保安林	水源かん養	保安林		水源かん養 <td>サワグルミ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>1.93</td> <td>30</td> <td>21</td>	サワグルミ	生立木	一般材			2		1			3	1.93	30	21
自然公園	—	自然公園		— <td>ウダイカンバ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.40</td> <td>28</td> <td>15</td>	ウダイカンバ	生立木	一般材			1					1	0.40	28	15
砂防指定	—	砂防指定		— <td>ドロノキ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>0.58</td> <td>24</td> <td>15</td>	ドロノキ	生立木	一般材			2					2	0.58	24	15
車両制限	—	車両制限		— <td>ホオノキ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>3.87</td> <td>24</td> <td>15</td>	ホオノキ	生立木	一般材			7	2				9	3.87	24	15
民地借用	—	民地借用		— <td>サクラ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.24</td> <td>22</td> <td>14</td>	サクラ	生立木	一般材			1					1	0.24	22	14
延納	官収分のみ可	延納		官収分のみ可 <td>イタヤカエデ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.31</td> <td>28</td> <td>12</td>	イタヤカエデ	生立木	一般材			1					1	0.31	28	12
				<td>カエデ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.30</td> <td>24</td> <td>15</td>	カエデ	生立木	一般材			1					1	0.30	24	15
				<td>シナノキ</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.36</td> <td>24</td> <td>18</td>	シナノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	24	18
				<td>他L</td> <td>生立木</td> <td>一般材</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.30</td> <td>24</td> <td>15</td>	他L	生立木	一般材			1					1	0.30	24	15
				<td>他L</td> <td>生立木</td> <td>低質材</td> <td>3,710</td> <td>941</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,656</td> <td>152.00</td> <td>8</td> <td>9</td>	他L	生立木	低質材	3,710	941	5					4,656	152.00	8	9
				<td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>														
				<td>L計</td> <td></td> <td></td> <td>3,710</td> <td>941</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>4,679</td> <td>161.26</td> <td></td> <td></td>	L計			3,710	941	25	2	1			4,679	161.26		
				<td>N・L計</td> <td></td> <td></td> <td>5,273</td> <td>4,590</td> <td>2,405</td> <td>447</td> <td>31</td> <td>1</td> <td></td> <td>12,747</td> <td>2,339.99</td> <td></td> <td></td>	N・L計			5,273	4,590	2,405	447	31	1		12,747	2,339.99		

生内国有林 9る1 全

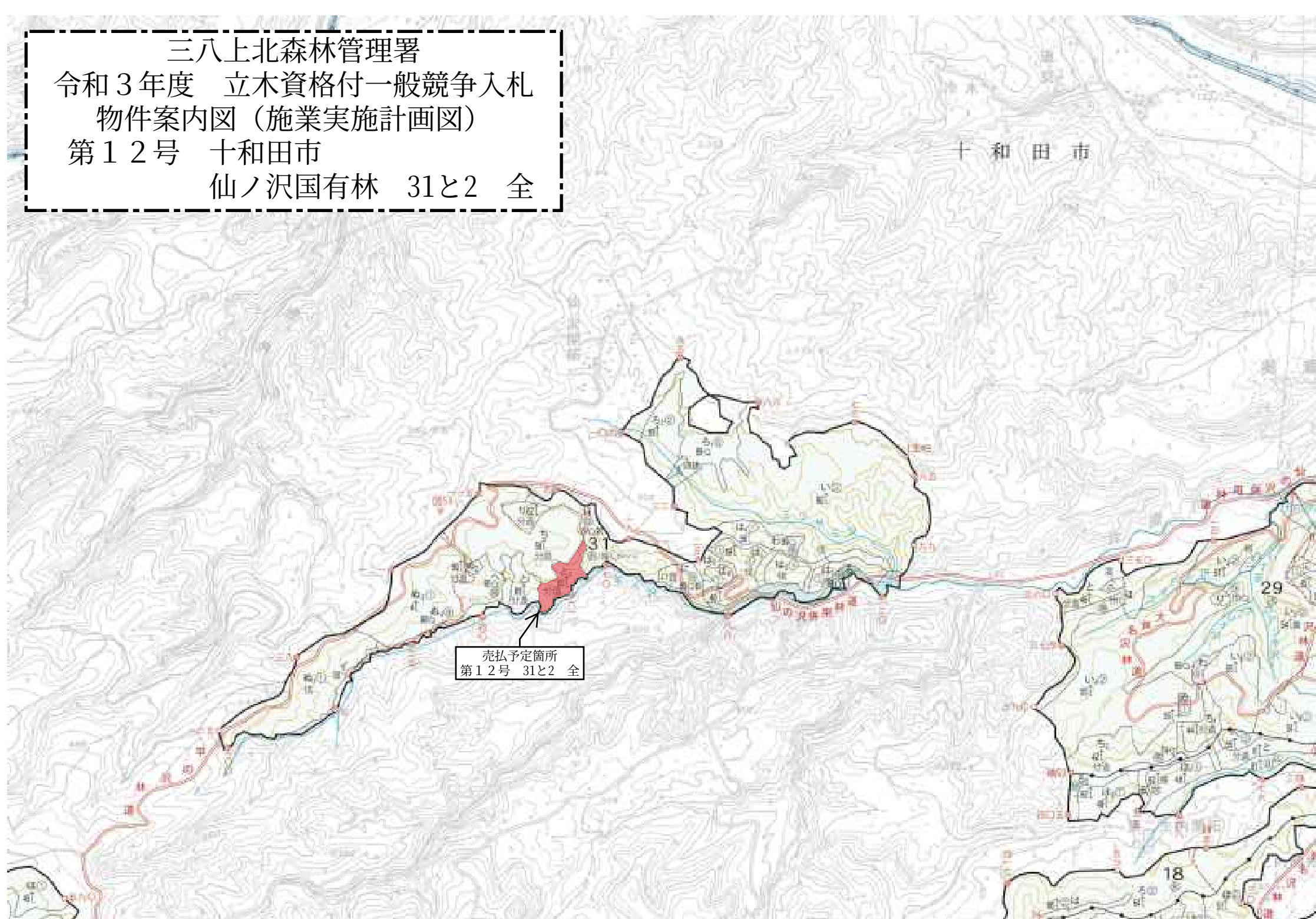


三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

生内国有林 9る1林小班 全 2.36ha

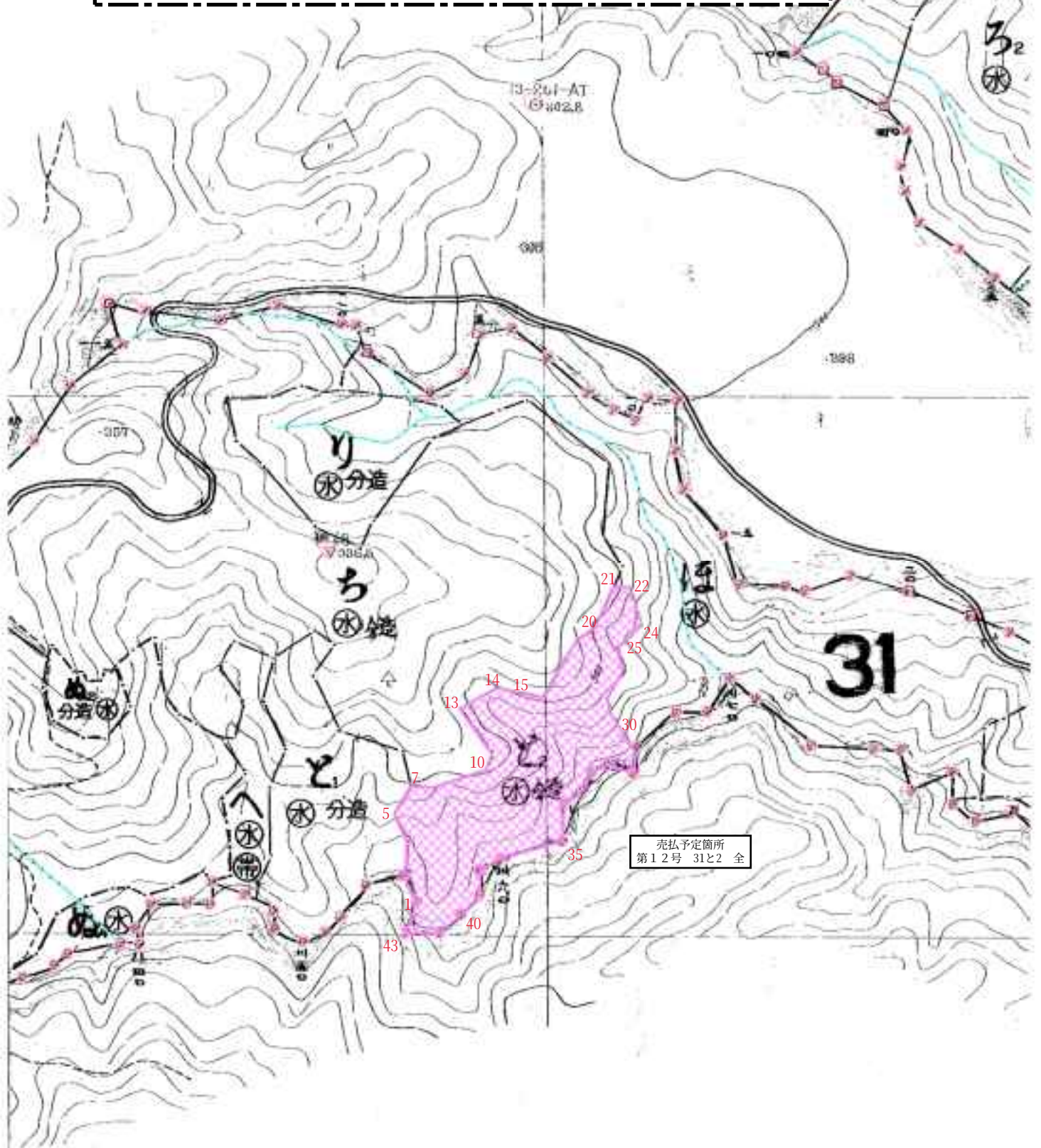


三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第12号 十和田市
仙ノ沢国有林 31と2 全



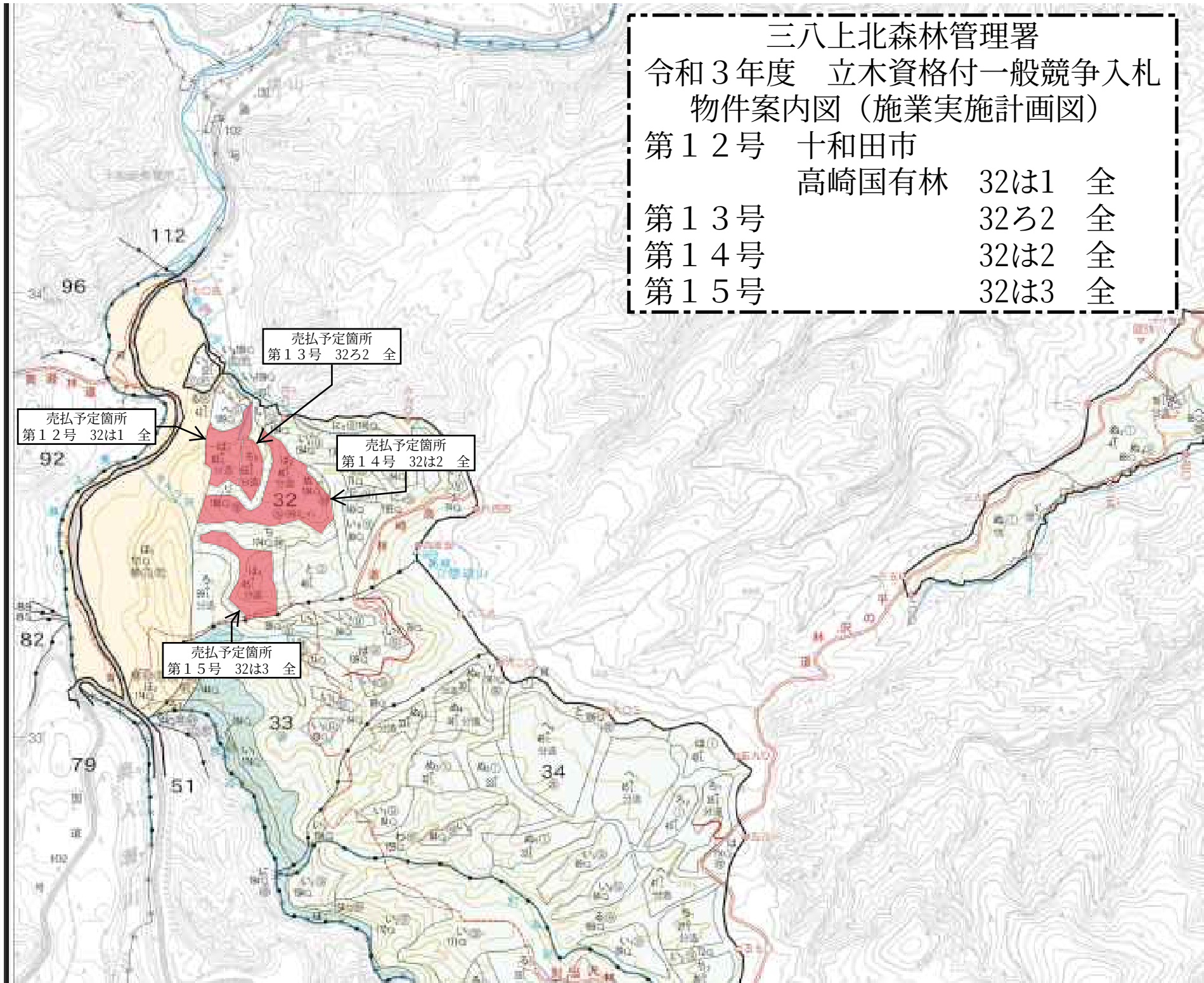
三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

仙ノ沢国有林 31と2林小班 全 3.02ha



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

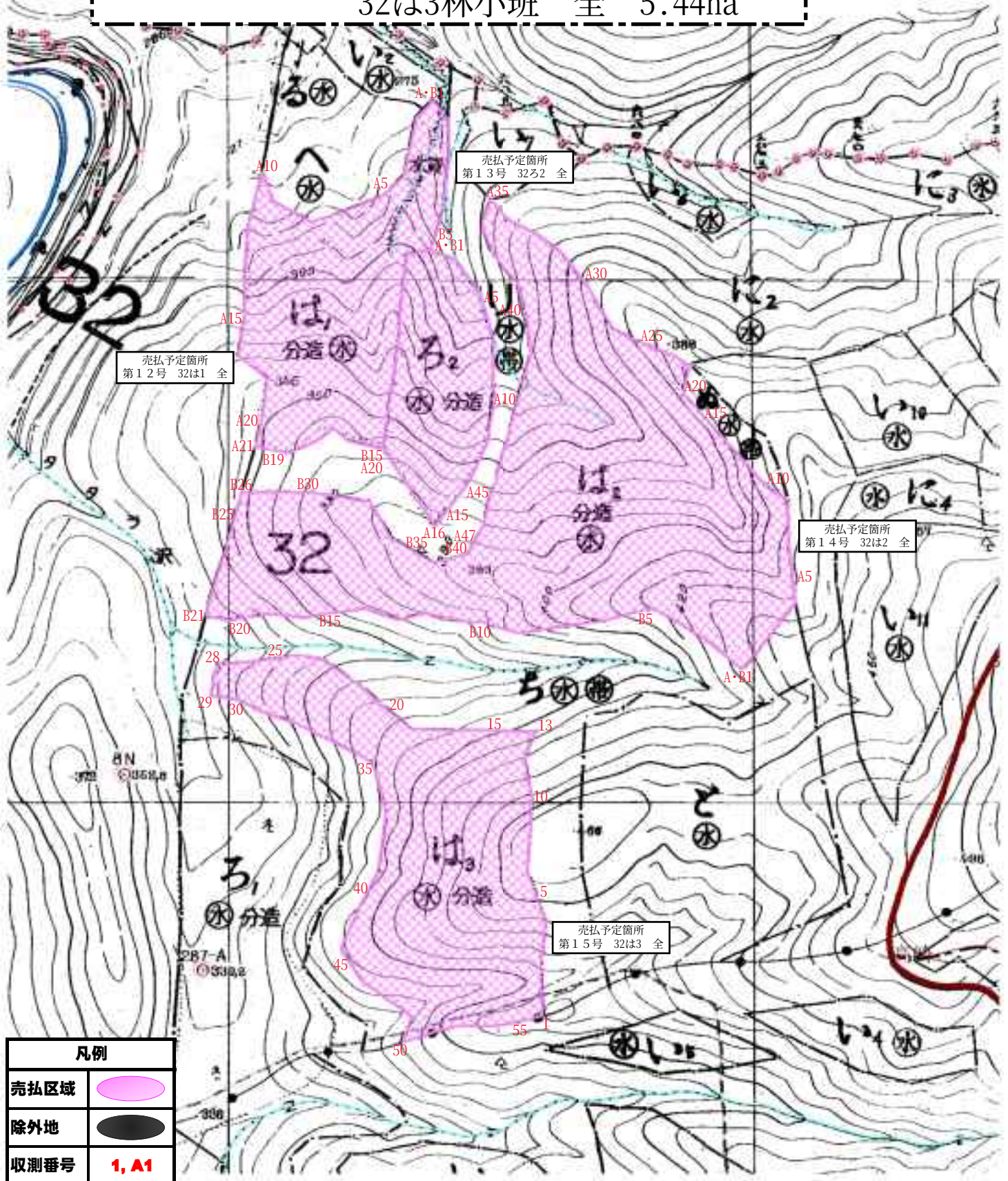
第12号	十和田市		
	高崎国有林	32は1	全
第13号		32ろ2	全
第14号		32は2	全
第15号		32は3	全



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図



高崎国有林	32は1林小班	全	3.17ha
	32ろ2林小班	全	1.92ha
	32は2林小班	全	9.19ha
	32は3林小班	全	5.44ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

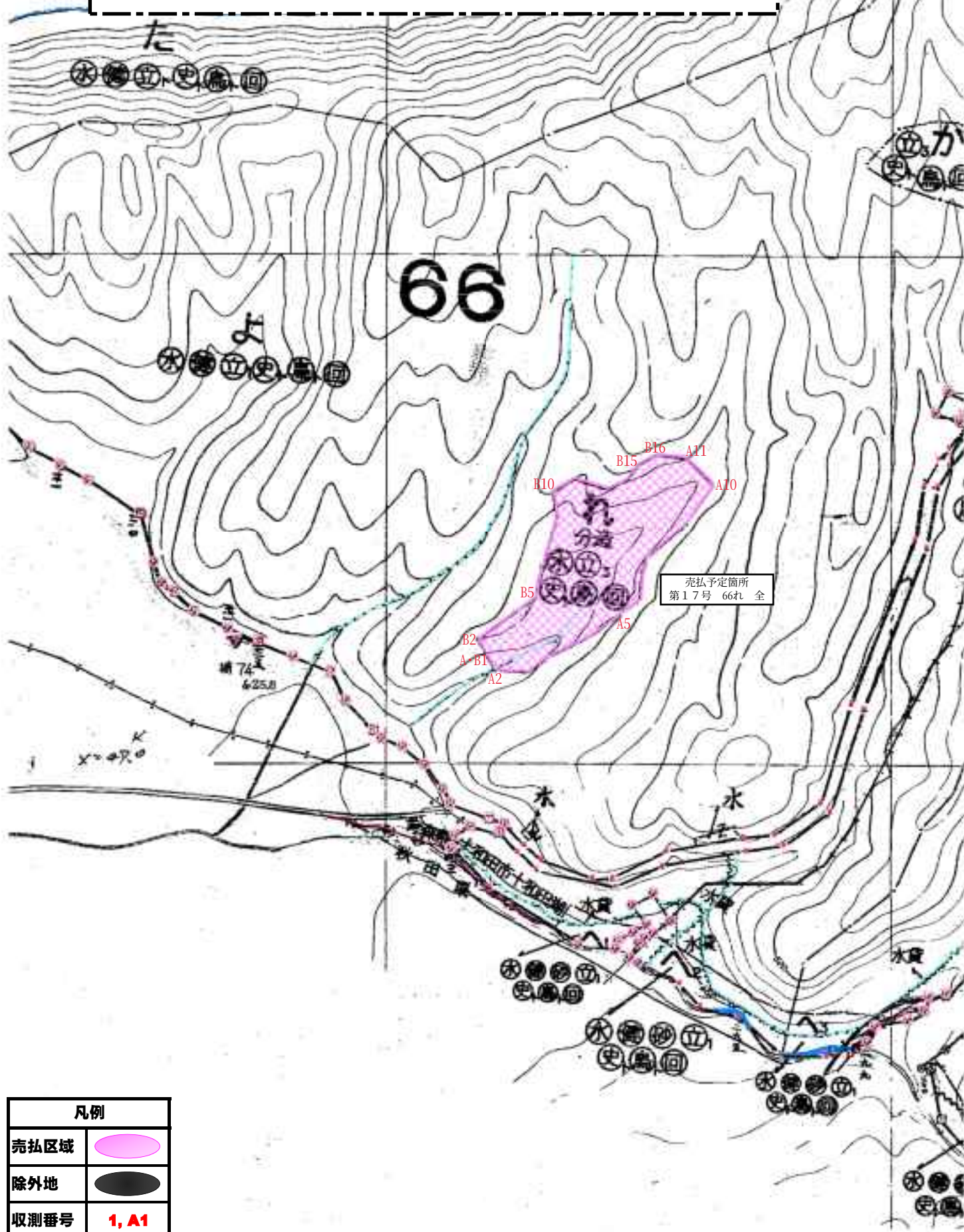
物件番号		17	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		宇樽部国有林	1．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 4．本売払い物件及びその周辺は、国立公園に指定されているのため、区域外の土場及び搬出路の作設、使用に際し、所定の手続が必要となります。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
		10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		直径毎木		スギ	生立木	一般材		221	327	367	152	13	1	1,081	1,040.35	32	23
面積（h a）		1.36		スギ	生立木	低質材	57							57	3.12	8	7
林齢（年）		67															
搬出期間（ヶ月）		36		N計			57	221	327	367	152	13	1	1,138	1,043.47		
契約関係		分収造林		サワグルミ	生立木	一般材			5	4	2			11	10.25	34	22
民収分納入方法		振り込み		オニグルミ	生立木	一般材			9	12	6			27	28.98	34	21
				ホオノキ	生立木	一般材			1	1				2	1.98	28	20
法令制限、その他留意事項				アサダ	生立木	一般材			2					2	1.39	28	24
				他L	生立木	一般材			1					1	0.35	22	20
保安林		水源かん養		他L	生立木	低質材	70	89	5	4				168	22.72	14	11
自然公園		特史跡・国特3															
砂防指定		－		L計			70	89	23	21	8			211	65.67		
車両制限		－															
民地借用		－															
延納		官収分のみ可															
			N・L計			127	310	350	388	160	13	1	1,349	1,109.14			

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第17号 十和田市
宇樽部国有林 66れ 全



IKONOS

66



凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		18（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	深持山国有林	1．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	142い7（1伐区） 林小班外1					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）	
調査方法	直径毎木	2．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材		9,440	7,721	2,655	605	87	4	20,512	10,528.94			
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材		310	454	75	1			840	404.94			
面積（h a）	19.25	3．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	アカマツ	生立木	一般材		828	760	406	166	25	3	2,188	1,223.46			
林齢（年）	66		スギ	生立木	低質材	3,970							3,970	107.13			
搬出期間（ヶ月）	36	4．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。	カラマツNA	生立木	低質材		7	1					8	1.73			
契約関係	分収造林		アカマツNA	生立木	低質材	20	327	49	12	4	2		414	86.23			
民収分納入方法	振り込み	5．本物件は、砂防指定地を含むため事前に所定の手続きが必要となります。	N計			3,990	10,912	8,985	3,148	776	114	7	27,932	12,352.43			
			ブナ	生立木	一般材			2	1				3	1.41			
法令制限、その他留意事項			クリ	生立木	一般材			103	17				120	59.69			
保安林	水源かん養		ミズナラ	生立木	一般材			57	4				61	26.59			
自然公園	－		コナラ	生立木	一般材			86	6	2			94	42.20			
砂防指定	○		サワグルミ	生立木	一般材			14	17	7	3		41	39.38			
車両制限	－		オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.53			
民地借用	－		ホオノキ	生立木	一般材			14	6				20	10.44			
延納	官収分のみ可		トチノキ	生立木	一般材				1				1	0.82			
			サクラ	生立木	一般材			5	2				7	3.44			
			イタヤカエデ	生立木	一般材			12					12	4.83			
			シナノキ	生立木	一般材			6	1				7	3.60			
			センノキ	生立木	一般材			2					2	1.33			
			ヤチダモ	生立木	一般材			1	1				2	0.93			
			他L	生立木	一般材			25					25	10.80			
			他L	生立木	低質材	3,311	2,431	156	5		1		5,904	470.57			
			L計			3,311	2,431	484	61	9	4		6,300	676.56			
			N・L計			7,301	13,343	9,469	3,209	785	118	7	34,232	13,028.99			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		18-1	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		深持山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
		10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法		標準地		スギ	生立木	一般材		9, 212	7, 436	2, 486	550	77	3	19, 764	9, 963. 82	24	18	
伐採方法		皆伐		カラマツ	生立木	一般材			310	454	75	1		840	404. 94	22	18	
面積（h a）		18. 33		アカマツ	生立木	一般材			828	760	406	166	25	3	2, 188	1, 223. 46	26	18
林齢（年）		66		スギ	生立木	低質材	3, 939							3, 939	106. 23	8	8	
搬出期間（ヶ月）		36		カラマツNA	生立木	低質材			7	1				8	1. 73	18	17	
契約関係		分収造林		アカマツNA	生立木	低質材	20	327	49	12	4	2		414	86. 23	16	15	
民収分納入方法		振り込み		N計			3, 959	10, 684	8, 700	2, 979	721	104	6	27, 153	11, 786. 41			
				ブナ	生立木	一般材				2	1			3	1. 41	28	20	
法令制限、その他留意事項				クリ	生立木	一般材				103	16			119	58. 99	26	20	
保安林		水源かん養		ミズナラ	生立木	一般材				54	4			58	25. 18	24	19	
自然公園		－		コナラ	生立木	一般材				86	6	2		94	42. 20	26	19	
砂防指定		－		サワグルミ	生立木	一般材				5	4	3	3	15	15. 97	40	23	
車両制限		－		オニグルミ	生立木	一般材				1				1	0. 53	30	21	
民地借用		－		ホオノキ	生立木	一般材				13	6			19	10. 11	26	20	
延納		官収分のみ可		サクラ	生立木	一般材				5	2			7	3. 44	26	20	
				イタヤカエデ	生立木	一般材				12				12	4. 83	22	19	
				シナノキ	生立木	一般材				6	1			7	3. 60	26	20	
				センノキ	生立木	一般材				2				2	1. 33	28	20	
				ヤチダモ	生立木	一般材				1	1			2	0. 93	28	20	
				他L	生立木	一般材				25				25	10. 80	24	19	
				他L	生立木	低質材	3, 271	2, 363	133	3		1		5, 771	449. 06	12	12	
				L計			3, 271	2, 363	448	44	5	4		6, 135	628. 38			
				N・L計			7, 230	13, 047	9, 148	3, 023	726	108	6	33, 288	12, 414. 79			

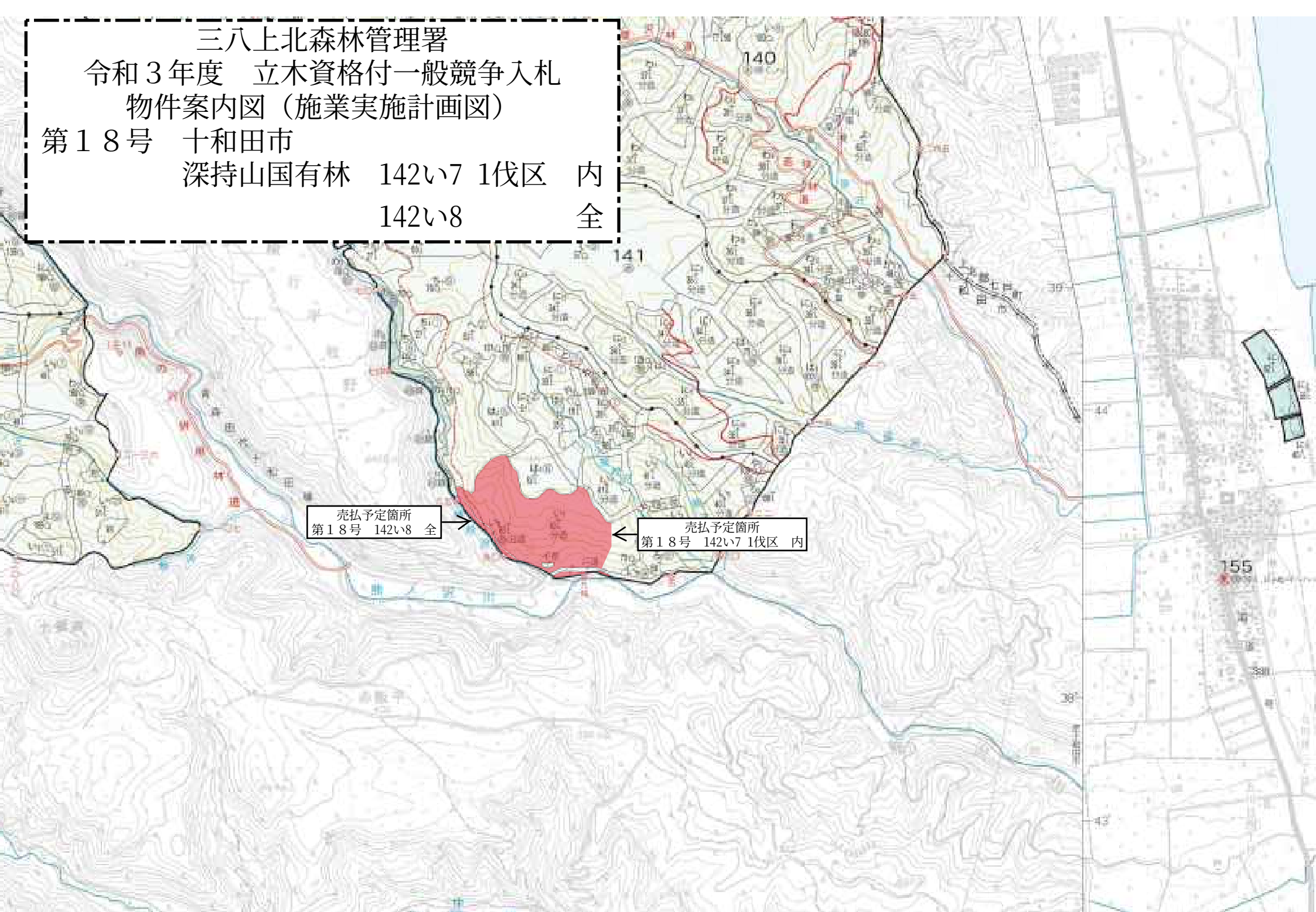
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		18-2	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	深持山国有林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	142い8林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木			スギ	生立木	一般材		228	285	169	55	10	1	748	565.12	28	
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	低質材	31							31	0.90	8	
面積（h a）	0.92																
林齢（年）	66																
搬出期間（ヶ月）	36			N計			31	228	285	169	55	10	1	779	566.02		
契約関係	分収造林			クリ	生立木	一般材				1				1	0.70	32	20
民収分納入方法	振り込み			ミズナラ	生立木	一般材			3					3	1.41	26	20
				サワグルミ	生立木	一般材			9	13	4			26	23.41	34	22
法令制限、その他留意事項				ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.33	22	19
保安林	水源かん養			トチノキ	生立木	一般材				1				1	0.82	36	19
自然公園	－			他L	生立木	低質材	40	68	23	2				133	21.51	16	14
砂防指定	○																
車両制限	－			L計			40	68	36	17	4			165	48.18		
民地借用	－																
延納	官収分のみ可																
												</					

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

第18号 十和田市

深持山国有林 142い7 1伐区 内
142い8 全

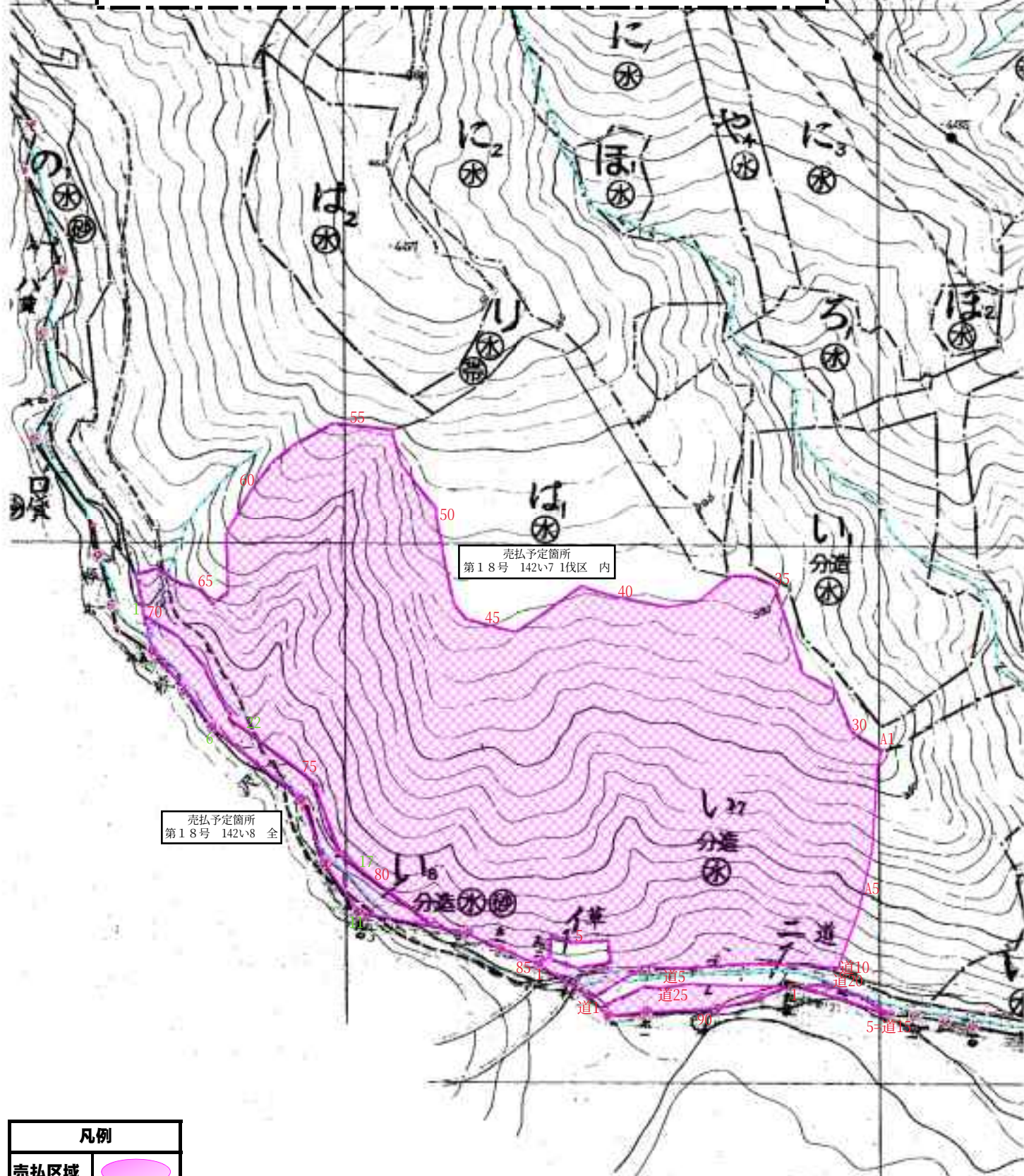


売払予定箇所
第18号 142い8 全

売払予定箇所
第18号 142い7 1伐区 内

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

深持山国有林 142い7 1伐区 内 18.33ha
142い8林小班 全 0.92ha



凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		19	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	地続山国有林	1．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 2．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 3．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	1076ろ林小班					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地															
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	一般材		2,480	1,680	64			4,224	1,177.39	20	15
面積（h a）	3.25			スギ	生立木	低質材	528						528	15.98	8	7
林 齢（年）	66															
搬出期間（ヶ月）	36			N計			528	2,480	1,680	64			4,752	1,193.37		
契約関係	国有林			他L	生立木	低質材	160	496	144	32			832	127.59	16	13
民収分納入方法	－															
法令制限、その他留意事項																
保安林	水源かん養															
自然公園	－															
砂防指定	－															
車両制限	－															
民地借用	－															
延納	可															
			N・L計			688	2,976	1,824	96			5,584	1,320.96			

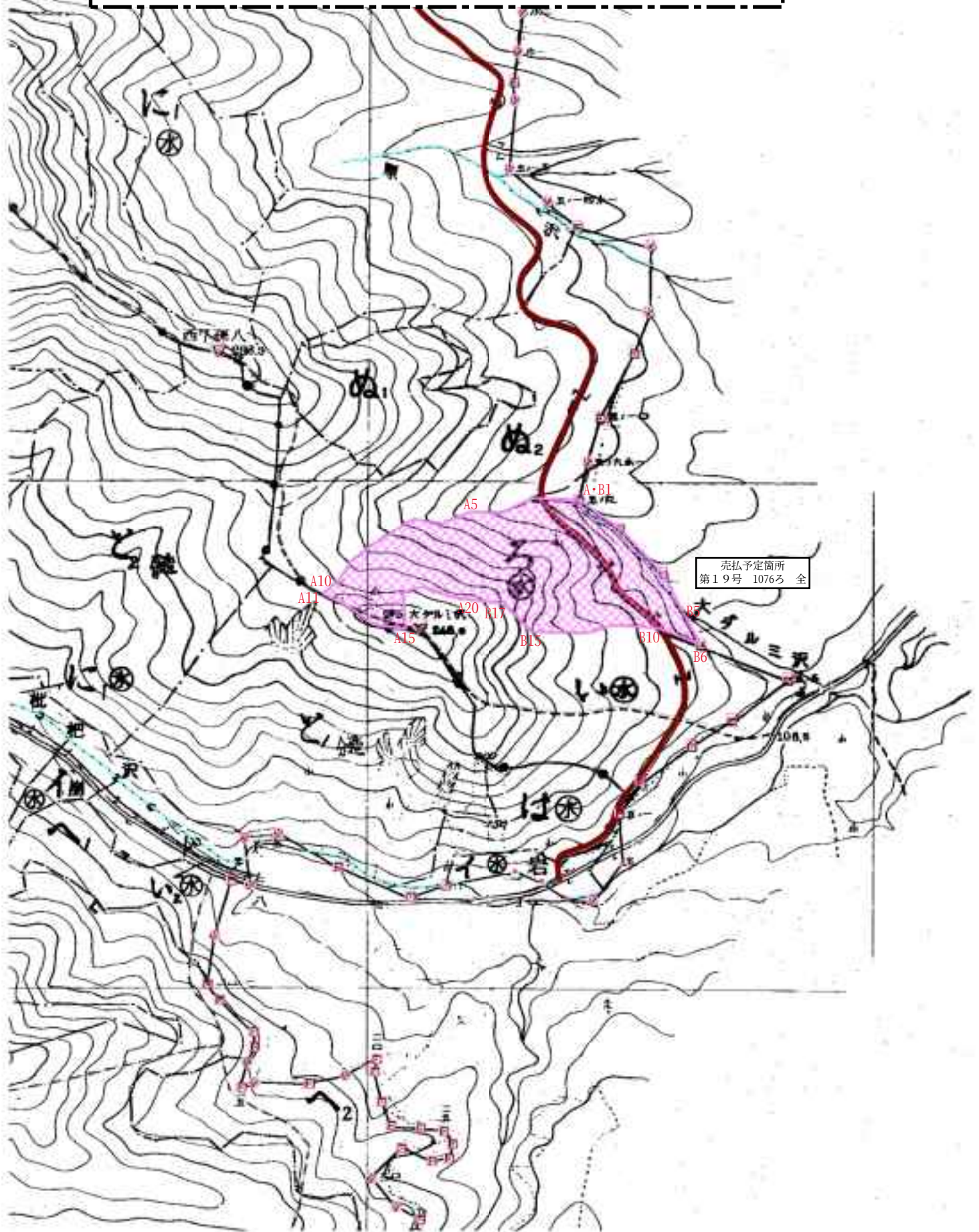
三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第19号 野辺地町
地続山国有林 1076ろ 全



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図



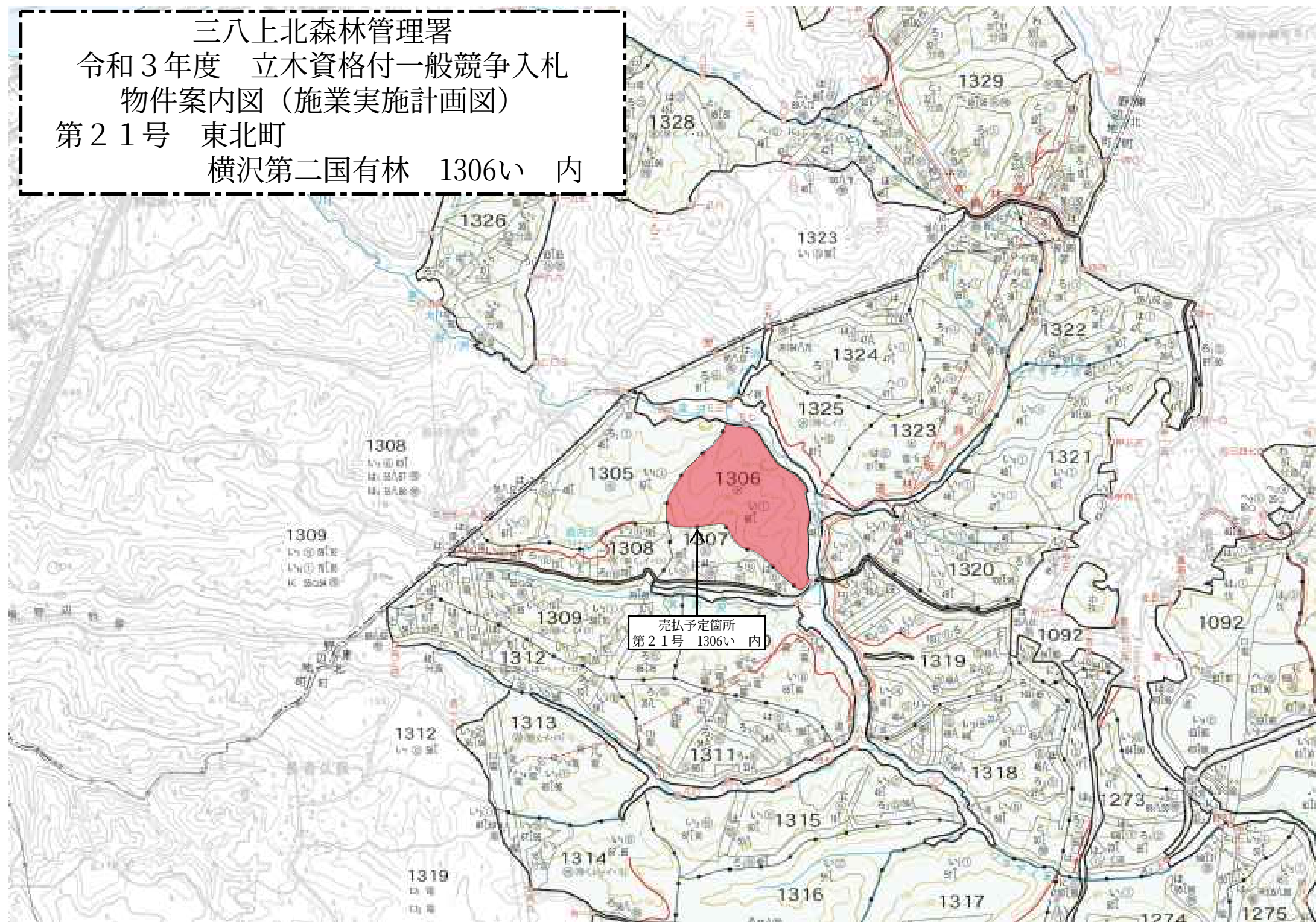
地続山国有林 1076ろ林小班 全 3.25ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

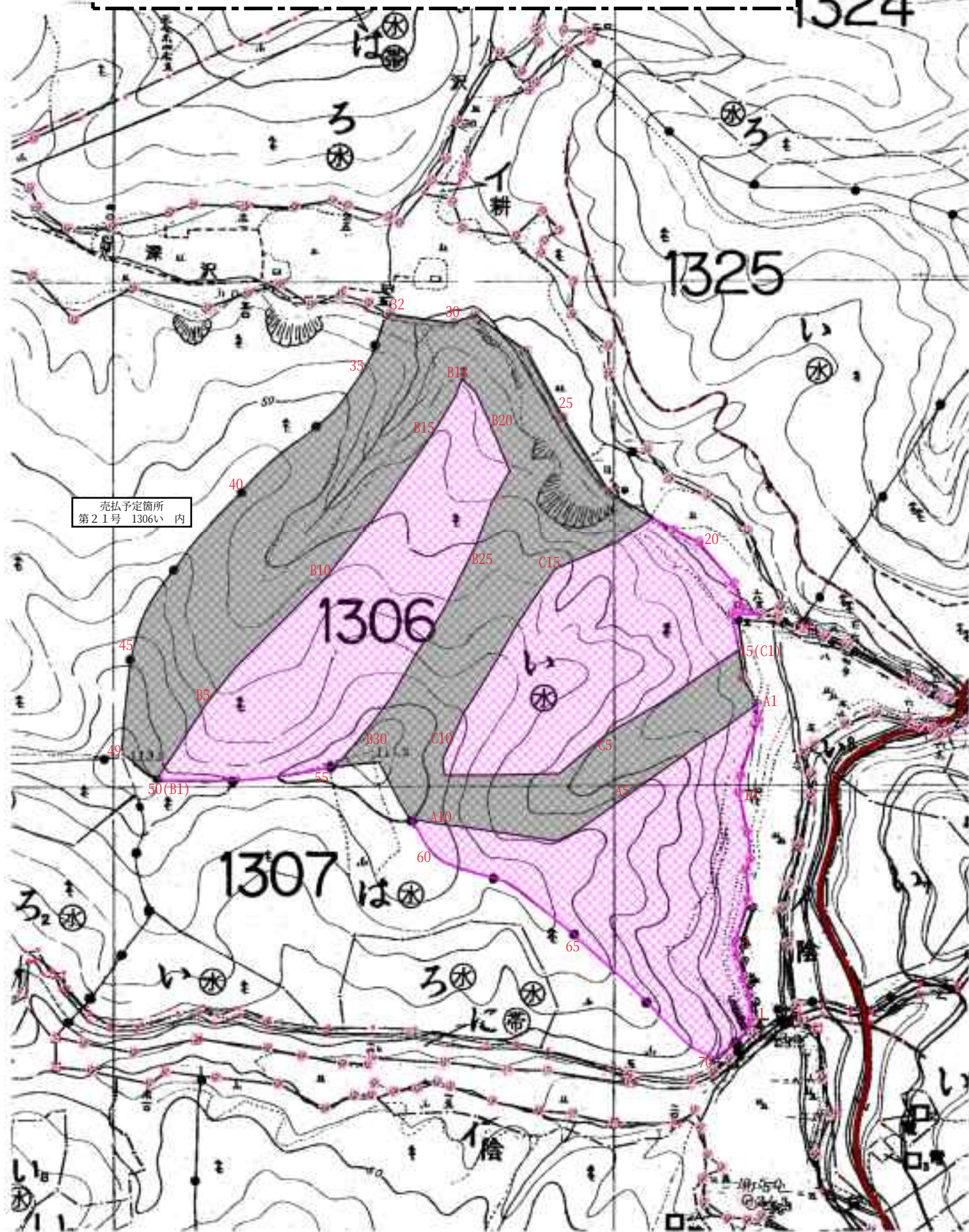
物件番号		21	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	横沢第二国有林	1306い林小班	1．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 2．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 3．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。 4．収穫除外地を設定しているため、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均	
	10cm 以下						12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地	スギ		生立木	一般材		658	2,436	2,058	560	84	14	5,810	5,114.14	30	21
伐採方法	皆伐	アカマツ		生立木	一般材			374	250	36			660	512.22	30	21
面積（h a）	13.66	スギ		生立木	低質材	14							14	0.29	8	6
林齢（年）	69	アカマツNA		生立木	低質材		172	852	78				1,102	508.73	24	18
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	国有林	N計				14	830	3,662	2,386	596	84	14	7,586	6,135.38		
民収分納入方法	－	他L		生立木	低質材	84	340	426	156	14			1,020	349.09	24	14
法令制限、その他留意事項																
保安林	水源かん養	L計				84	340	426	156	14			1,020	349.09		
自然公園	－															
砂防指定	－															
車両制限	－															
民地借用	－															
延納	可															

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第21号 東北町
横沢第二国有林 1306い 内



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

横沢第二国有林 1306い林小班 内 13.66ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		23	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	地続山国有林	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均		
	1077ぬ林小班					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		895	359	74	9	2		1,339	377.81	20	15	
伐採方法	皆伐		ヒバ	生立木	一般材		4						4	0.31	12	10	
面積（h a）	2.18		カラマツ	生立木	一般材		13	35	6	3			57	29.38	26	17	
林齢（年）	57		アカマツ	生立木	一般材		5	11	7	1			24	14.45	28	19	
搬出期間（ヶ月）	36		スギ	生立木	低質材	702							702	17.96	8	7	
契約関係	分収造林		ヒバNA	生立木	低質材	1							1	0.02	8	6	
民収分納入方法	振り込み		カラマツNA	生立木	低質材			1					1	0.44	26	17	
			アカマツNA	生立木	低質材		1	4	1				6	2.69	26	17	
法令制限、その他留意事項			N計			703	918	410	88	13	2		2,134	443.06			
保安林	－		クリ	生立木	一般材			43	8	1			52	22.88	26	17	
自然公園	－		ミズナラ	生立木	一般材			30	2				32	11.09	24	16	
砂防指定	－		コナラ	生立木	一般材					1			1	1.43	50	18	
車両制限	－		サワグルミ	生立木	一般材			2	6	1			9	8.27	34	21	
民地借用	－		ホオノキ	生立木	一般材			29	3				32	14.11	26	17	
延納	官収分のみ可		サクラ	生立木	一般材			1		1			2	1.46	36	17	
			イタヤカエデ	生立木	一般材			2					2	0.64	24	16	
			シナノキ	生立木	一般材			7	1				8	3.02	24	16	
			センノキ	生立木	一般材					1			1	1.28	42	22	
			他L	生立木	一般材			2	1				3	1.23	26	16	
			他L	生立木	低質材	669	841	122	6	1	1		1,640	163.73	14	11	
		L計			669	841	238	27	6	1		1,782	229.14				
		N・L計				1,372	1,759	648	115	19	3		3,916	672.20			

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第23号 野辺地町
地続山国有林 1077ぬ 全



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図



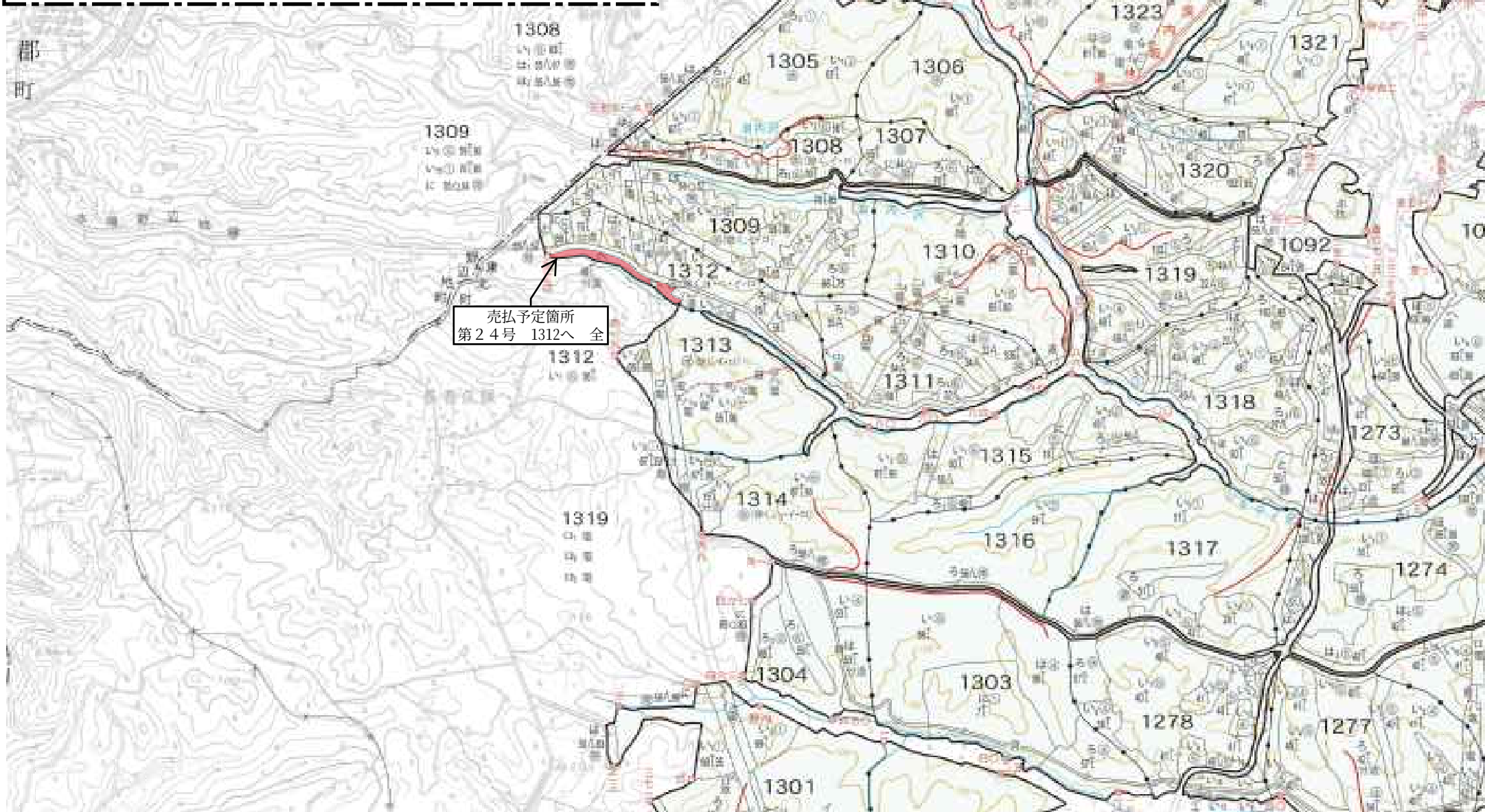
地続山国有林 1077ぬ林小班 全 2.18ha

売払予定箇所
第23号 1077ぬ 全

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

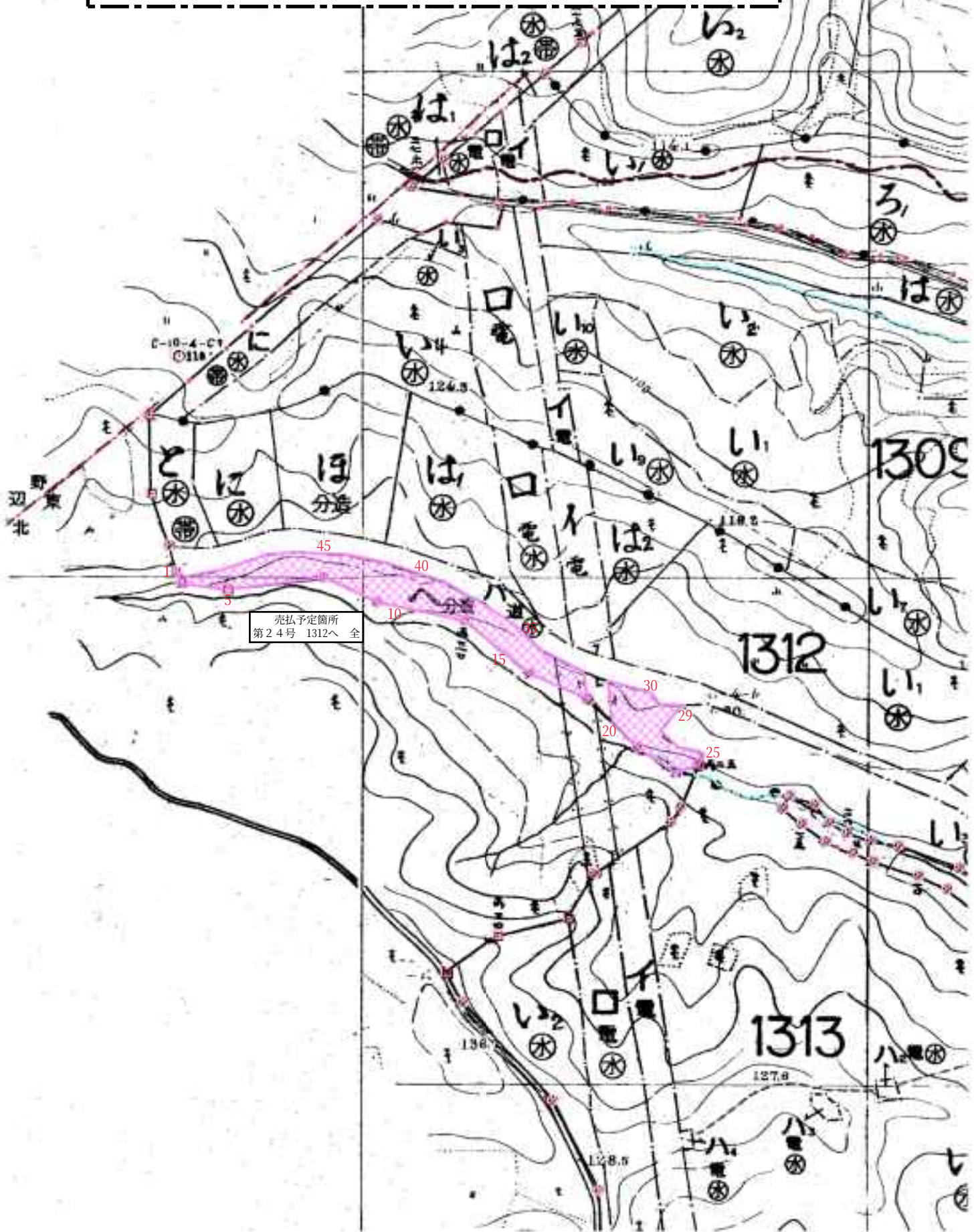
物件番号	24	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	横沢第二国有林	1．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。 4．本物件は、県道水喰野辺地線に隣接していることから、伐倒の際に県道の通行に支障の恐れがある場合については、必要に応じて道路通行規制等の手続きを行い、誘導員等の配置を行うこと。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	1312へ林小班					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木			スギ	生立木	一般材		265	323	269	63	2		922	599.71	28	19
伐採方法	皆伐			カラマツ	生立木	一般材			2	2	1			5	4.65	34	21
面積（h a）	1.69			アカマツ	生立木	一般材			4	9	2			15	14.10	34	21
林齢（年）	51			スギ	生立木	低質材	90	16						106	4.96	10	9
搬出期間（ヶ月）	36			アカマツNA	生立木	低質材			7	3				10	6.35	28	19
契約関係	分収造林																
民収分納入方法	振り込み			N計			90	281	336	283	66	2		1,058	629.77		
法令制限、その他留意事項				ミズナラ	生立木	一般材				3				3	1.91	32	18
保安林	－			オニグルミ	生立木	一般材				2				2	1.58	34	19
自然公園	－			ニレ	生立木	一般材				2	3			5	6.44	42	20
砂防指定	－			他広	生立木	低質材	40	197	39					276	34.44	16	12
車両制限	－																
民地借用	－			L計			40	197	39	7	3			286	44.37		
延納	官収分のみ可																
			N・L計			130	478	375	290	69	2		1,344	674.14			

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第24号 東北町
横沢第二国有林 1312へ 全



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

横沢第二国有林 1312へ林小班 全 1.69ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	25（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	野田頭山国有林	1．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示しており、区域内立木は全て伐採するものとする。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3．本物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。 4．本物件及び本物件を搬出する際の区域外については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財宝蔵地及びその周辺に指定されているため、事業実施にあたっては、青森県教育庁文化財保護課と協議又は調整が必要となりますので、協議等が整ってからの作業着手となります。なお、協議については当署が行います。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	1498た1林小班外					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）	
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		3,615	3,584	784	86	6		8,075	3,451.01			
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材			1					1	0.47			
面積（h a）	7.21		アカマツ	生立木	一般材		26	106	25	2			159	71.65			
林齢（年）	52		クロマツ	生立木	一般材				1				1	1.28			
搬出期間（ヶ月）	36		スギ	生立木	低質材	351	45						396	16.24			
契約関係	分収造林		アカマツNA	生立木	低質材	2	471	242	14				729	182.32			
民収分納入方法	振り込み																
法令制限、その他留意事項			N計				353	4,157	3,933	824	88	6		9,361	3,722.97		
保安林	－		ブナ	生立木	一般材				1				1	0.62			
自然公園	－		クリ	生立木	一般材			10	17	1			28	18.01			
砂防指定	－		ミズナラ	生立木	一般材			3	8				11	7.07			
車両制限	－		サワグルミ	生立木	一般材			1					1	0.31			
民地借用	－		オニグルミ	生立木	一般材			1	4	1			6	4.64			
延納	官収分のみ可		ホオノキ	生立木	一般材			2	1				3	1.50			
			他L	生立木	一般材			9					9	2.70			
			他L	生立木	低質材	854	490	50	12	3			1,409	96.81			
			L計				854	490	76	43	5		1,468	131.66			
		N・L計				1,207	4,647	4,009	867	93	6		10,829	3,854.63			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		25-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	野田頭山国有林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	1498た1林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木			スギ	生立木	一般材		510	386	61	7	1		965	361.92	22	18
伐採方法	皆伐			カラマツ	生立木	一般材			1					1	0.47	28	15
面積（h a）	0.57			アカマツ	生立木	一般材		1	9	8				18	10.02	28	17
林齢（年）	52			スギ	生立木	低質材	53							53	1.52	8	9
搬出期間（ヶ月）	36			アカマツNA	生立木	低質材		9	6					15	3.87	20	15
契約関係	分収造林																
民収分納入方法	振り込み			N計			53	520	402	69	7	1		1,052	377.80		
法令制限、その他留意事項				クリ	生立木	一般材			1	1				2	0.97	28	17
保安林	－			ミズナラ	生立木	一般材				1				1	0.61	34	16
自然公園	－			他L	生立木	低質材	111	26	2					139	4.76	8	8
砂防指定	－																
車両制限	－			L計			111	26	3	2				142	6.34		
民地借用	－																
延納	官収分のみ可																
			N・L計			164	546	405	71	7	1		1,194	384.14			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		25-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		野田頭山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
		10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		直径毎木		スギ	生立木	一般材		143	105	31	11	1		291	122. 38	24	17
伐採方法		皆伐		アカマツ	生立木	一般材		25	97	17	2			141	61. 63	26	17
面積（h a）		2. 42		クロマツ	生立木	一般材				1				1	1. 28	38	25
林齢（年）		52		スギ	生立木	低質材	83	2						85	2. 80	8	7
搬出期間（ヶ月）		36		アカマツNA	生立木	低質材	2	462	235	14				713	178. 10	20	15
契約関係		分収造林															
民収分納入方法		振り込み		N計			85	632	437	63	13	1		1, 231	366. 19		
法令制限、その他留意事項				ブナ	生立木	一般材				1				1	0. 62	32	18
保安林		－		クリ	生立木	一般材				13	1			14	11. 25	36	18
自然公園		－		ミズナラ	生立木	一般材				7				7	5. 32	34	19
砂防指定		－		オニグルミ	生立木	一般材				4	1			5	4. 06	36	19
車両制限		－		ホオノキ	生立木	一般材				1				1	0. 73	36	17
民地借用		－		他L	生立木	一般材			9					9	2. 70	24	15
延納		官収分のみ可		他L	生立木	低質材	467	203	34	9	2			715	46. 29	12	9
				L計			467	203	43	35	4			752	70. 97		
				N・L計			552	835	480	98	17	1		1, 983	437. 16		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		25-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	野田頭山国有林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	1498た3林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		直径毎木		スギ	生立木	一般材		2,962	3,093	692	68	4		6,819	2,966.71	22	18	
伐採方法		皆伐		スギ	生立木	低質材	215	43						258	11.92	10	10	
面積（h a）		4.22		アカマツNA	生立木	低質材			1					1	0.35	26	14	
林齢（年）		52																
搬出期間（ヶ月）		36																
契約関係		分収造林		N計			215	3,005	3,094	692	68	4		7,078	2,978.98			
民収分納入方法		振り込み		クリ	生立木	一般材			9	3				12	5.79	28	18	
				ミズナラ	生立木	一般材			3					3	1.14	26	16	
法令制限、その他留意事項				サワグルミ	生立木	一般材			1						1	0.31	22	18
保安林		－		オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.58	30	19	
自然公園		－		ホオノキ	生立木	一般材			2					2	0.77	24	18	
砂防指定		－		他L	生立木	低質材	276	261	14	3	1			555	45.76	12	11	
車両制限		－																
民地借用		－		L計			276	261	30	6	1			574	54.35			
延納		官収分のみ可																
				N・L計			491	3,266	3,124	698	69	4		7,652	3,033.33			

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

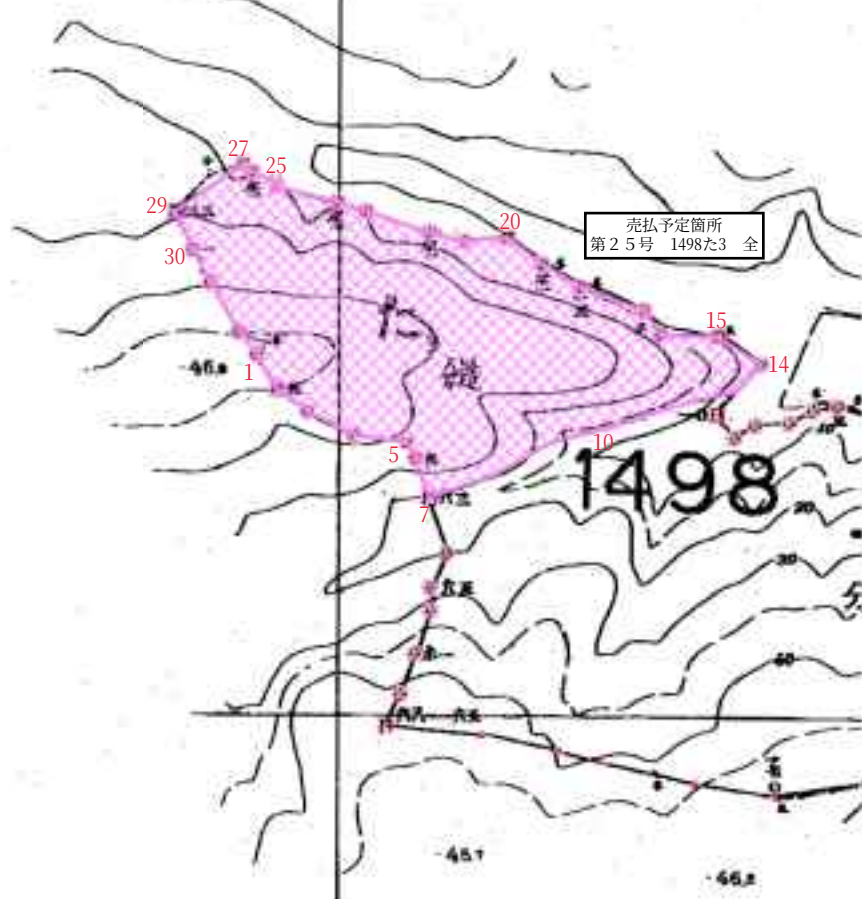
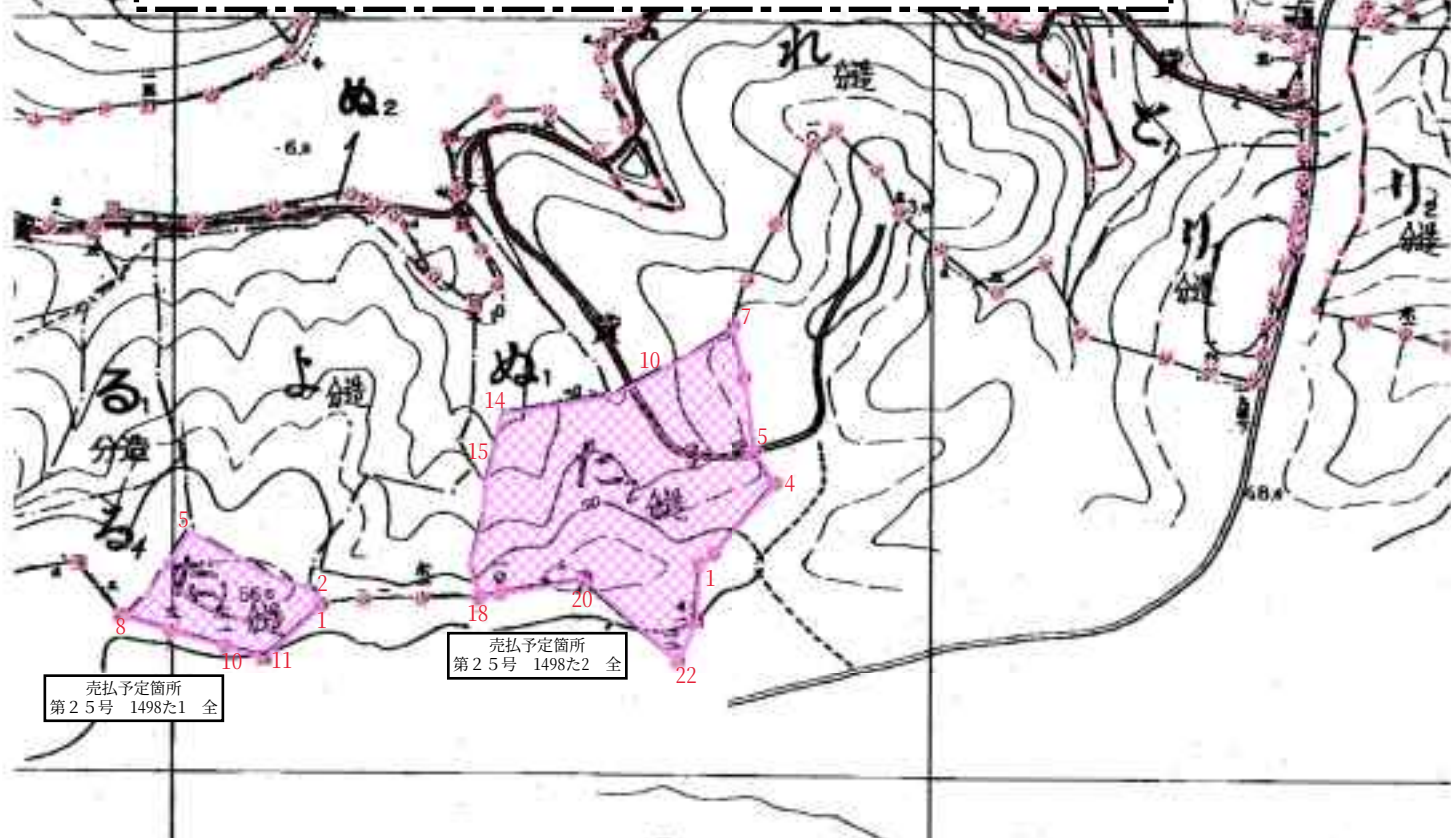
第25号 東北町

野田頭山国有林	1498た1	全
	1498た2	全
	1498た3	全



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

野田頭山国有林	1498た1林小班	全	0.57ha
	1498た2林小班	全	2.42ha
	1498た3林小班	全	4.22ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		28	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	黒森山国有林 133に1林小班		1．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 2．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 3．本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下	12cm ～20					22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	標準地			スギ	生立木	一般材		903	3,717	1,134	42			5,796	2,799.45	26	17
伐採方法	皆伐																
面積（h a）	4.44																
林齢（年）	65			N計				903	3,717	1,134	42			5,796	2,799.45		
搬出期間（ヶ月）	36			他L	生立木	低質材	189	168	84	21				462	84.14	16	13
契約関係	国有林																
民収分納入方法	－			L計			189	168	84	21				462	84.14		
法令制限、その他留意事項																	
保安林	水源かん養																
自然公園	－																
砂防指定	－																
車両制限	－																
民地借用	－																
延納	可																
															</		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		29（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		黒森山国有林	1．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 2．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 3．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
		10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）	
調査方法		標準地		スギ	生立木	一般材		153	476	1,292	1,020	255	17	3,213	3,481.02		
伐採方法		皆伐															
面積（h a）		7.73															
林齢（年）		75・79		N計				153	476	1,292	1,020	255	17	3,213	3,481.02		
搬出期間（ヶ月）		36		ブナ	生立木	一般材			119	68	17		17	221	173.69		
契約関係		国有林		ミズナラ	生立木	一般材					17			17	16.29		
民収分納入方法		－		他L	生立木	一般材			17	51				68	44.42		
				他L	生立木	低質材		595	187	102	17			901	208.16		
法令制限、その他留意事項				L計				595	323	221	51		17	1,207	442.56		
保安林		水源かん養															
自然公園		－															
砂防指定		－															
車両制限		－															
民地借用		－															
延納		可															
			N・L計				748	799	1,513	1,071	255	34	4,420	3,923.58			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		29-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		黒森山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
		10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		標準地		スギ	生立木	一般材		51	221	969	561	102		1,904	2,058.74	38	20
伐採方法		皆伐															
面積（h a）		4.24		N計				51	221	969	561	102		1,904	2,058.74		
林齢（年）		79		ブナ	生立木	一般材			85	34			17	136	106.69	36	19
搬出期間（ヶ月）		36		他L	生立木	一般材				17				17	10.34	32	18
契約関係		国有林		他L	生立木	低質材		289	119	51	17			476	123.53	22	13
民収分納入方法		－															
				L計				289	204	102	17		17	629	240.56		
法令制限、その他留意事項																	
保安林		水源かん養															
自然公園		－															
砂防指定		－															
車両制限		－															
民地借用		－															
延納		可															
			N・L計				340	425	1,071	578	102	17	2,533	2,299.30			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		29-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	黒森山国有林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	134と林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		標準地		スギ	生立木	一般材		102	255	323	459	153	17	1,309	1,422.28	40	18	
伐採方法		皆伐																
面積（h a）		3.49																
林齢（年）		75		N計				102	255	323	459	153	17	1,309	1,422.28			
搬出期間（ヶ月）		36		ブナ	生立木	一般材			34	34	17			85	67.00	36	18	
契約関係		国有林		ミズナラ	生立木	一般材					17			17	16.29	42	17	
民収分納入方法		－		他L	生立木	一般材			17	34				51	34.08	34	17	
					他L	生立木	低質材		306	68	51				425	84.63	20	13
法令制限、その他留意事項																		
保安林	水源かん養				L計				306	119	119	34			578	202.00		
自然公園	－																	
砂防指定	－																	
車両制限	－																	
民地借用	－																	
延納	可																	

三八上北森林管理署

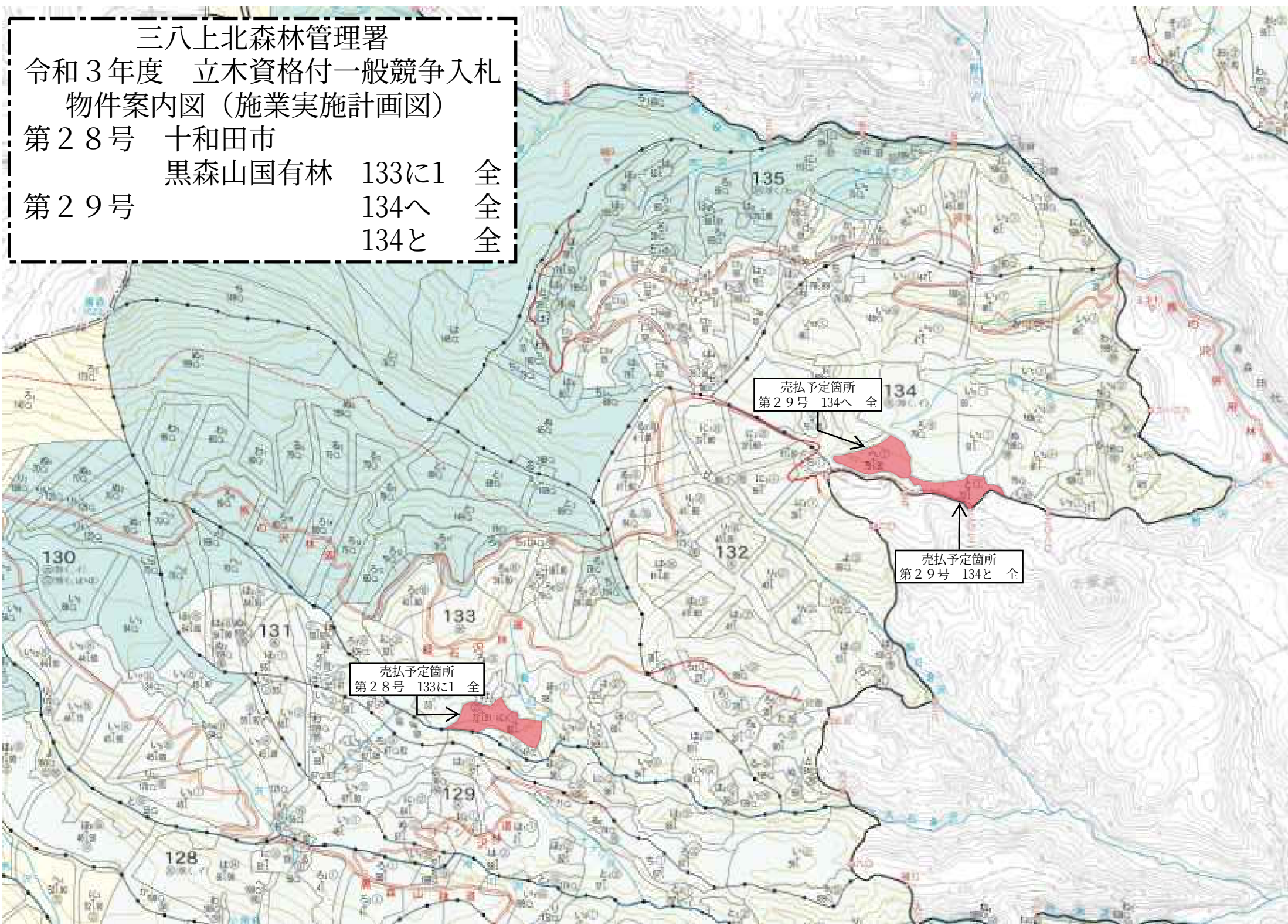
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

第28号 十和田市

黒森山国有林 133に1 全

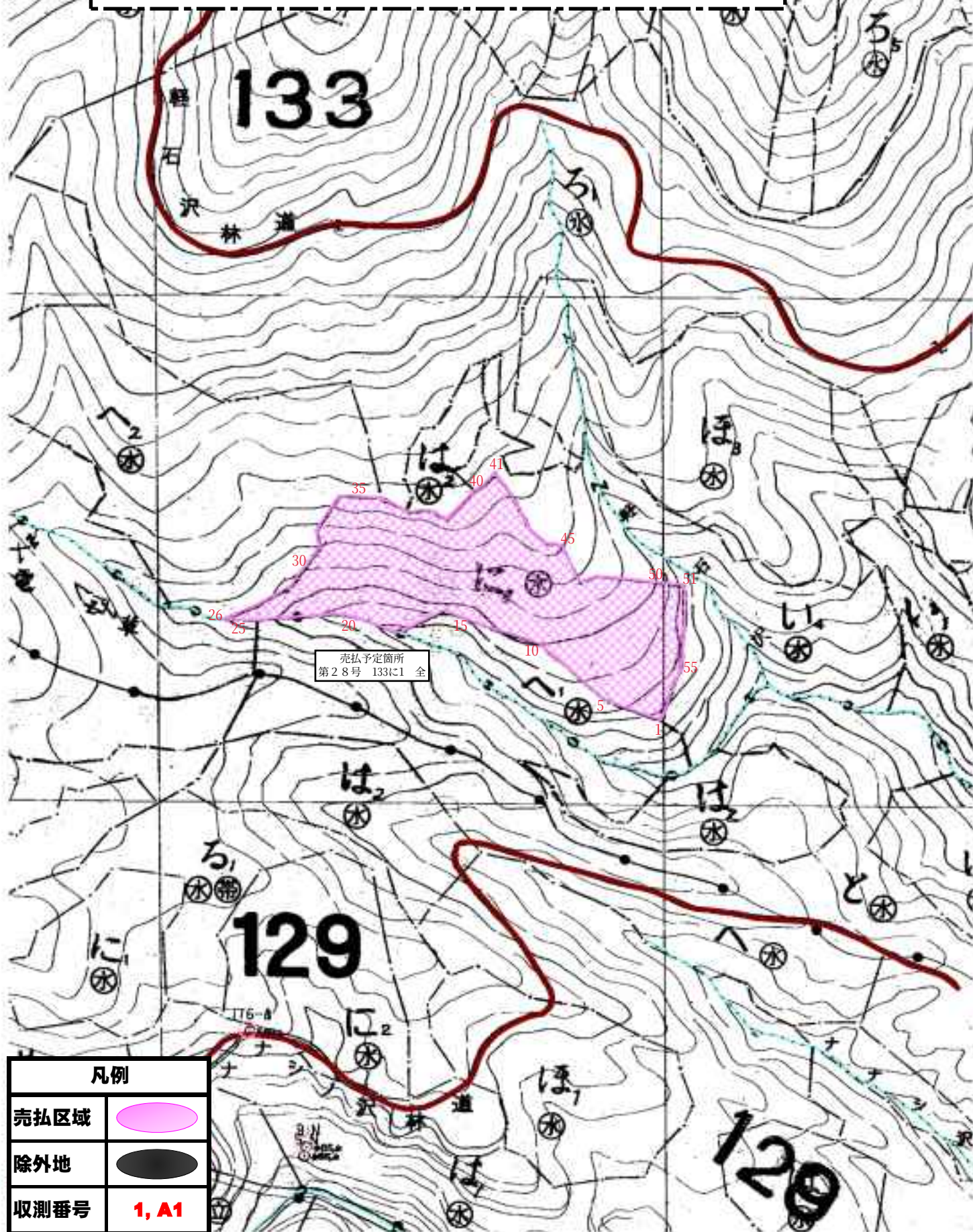
第29号 134へ 全

134と 全



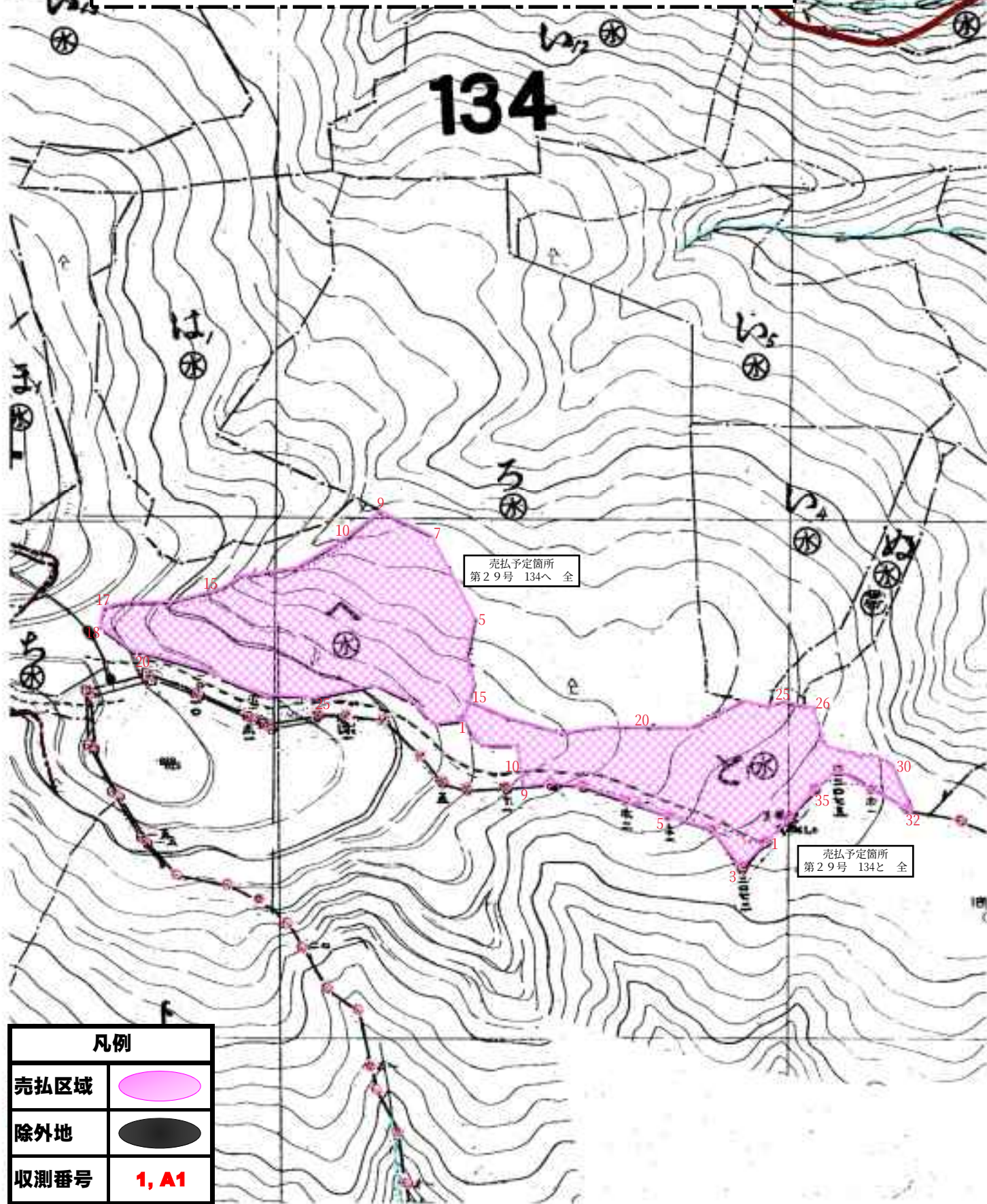
三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

黒森山国有林 133に1林小班 全 4.44ha



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

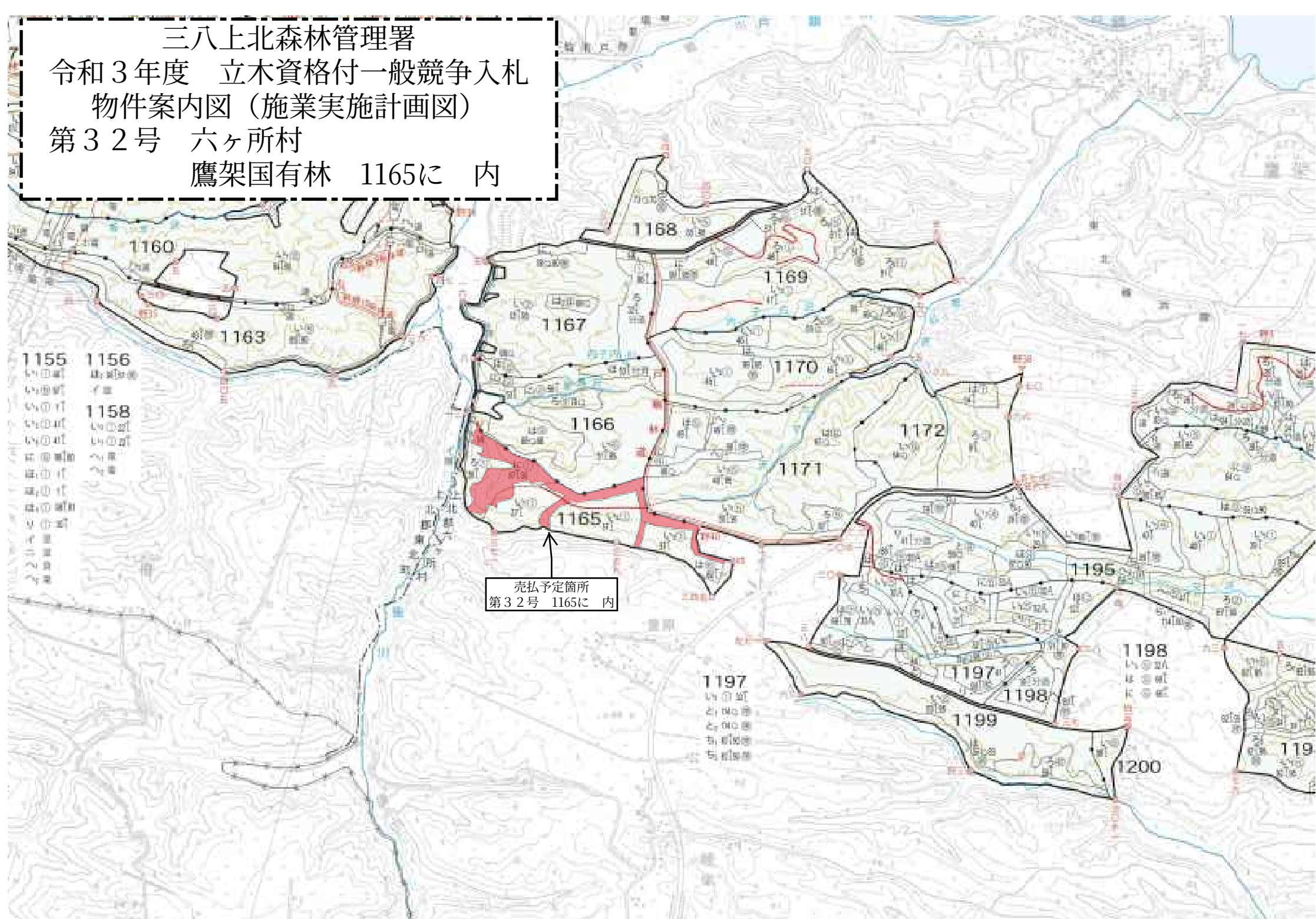
黒森山国有林 134へ林小班 全 4.24ha
134と林小班 全 3.49ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

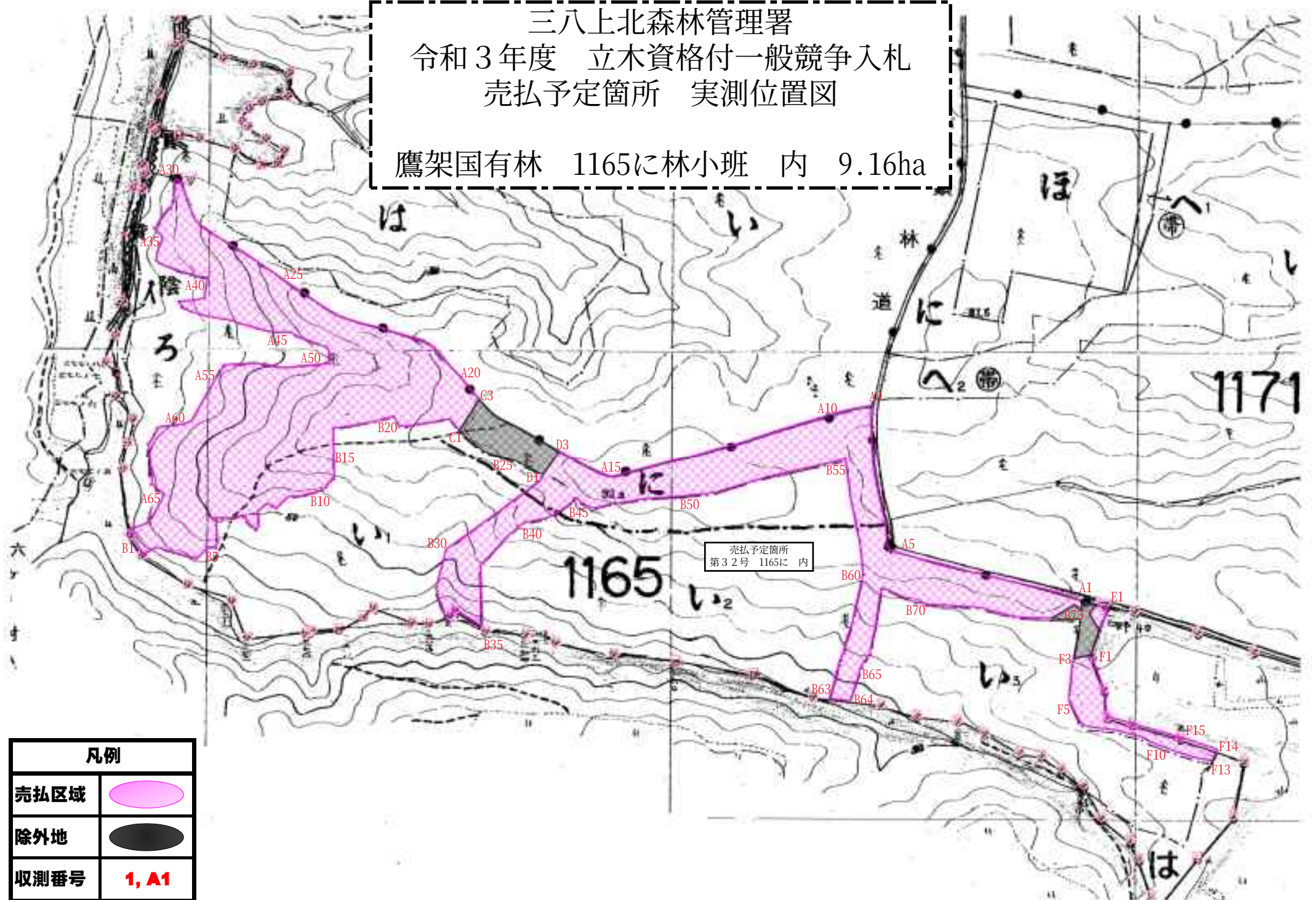
物件番号		32	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	鷹架国有林 1165に林小班		1．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 2．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。 3．収穫除外地を設定しているため、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	調査方法	標準地					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
伐採方法	皆伐	スギ		生立木	一般材		30	120	170	40			360	312.89	32	21	
面積（h a）	9.16	クロマツ		生立木	一般材			76	87	143	15		321	415.42	40	21	
林齢（年）	90	アカマツ		生立木	一般材		38	133	152				323	162.07	28	17	
搬出期間（ヶ月）	36	クロマツNA		生立木	低質材		19	94	49	45			207	183.04	32	20	
契約関係	国有林	アカマツNA		生立木	低質材		57	209	57				323	133.21	26	16	
民収分納入方法	－																
		N計					144	632	515	228	15		1,534	1,206.63			
法令制限、その他留意事項				ブナ	生立木	一般材				19	19			38	37.55	40	18
保安林	－	ミズナラ		生立木	一般材			38	76				114	67.18	30	18	
自然公園	－	他L		生立木	一般材			133	19				152	64.74	26	17	
砂防指定	－	他L		生立木	低質材	558	3,053	1,595	496	165	30	15	5,912	1,561.24	22	14	
車両制限	－																
民地借用	－	L計					558	3,053	1,766	610	184	30	15	6,216	1,730.71		
延納	可																
														</			

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第32号 六ヶ所村
鷹架国有林 1165に 内



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

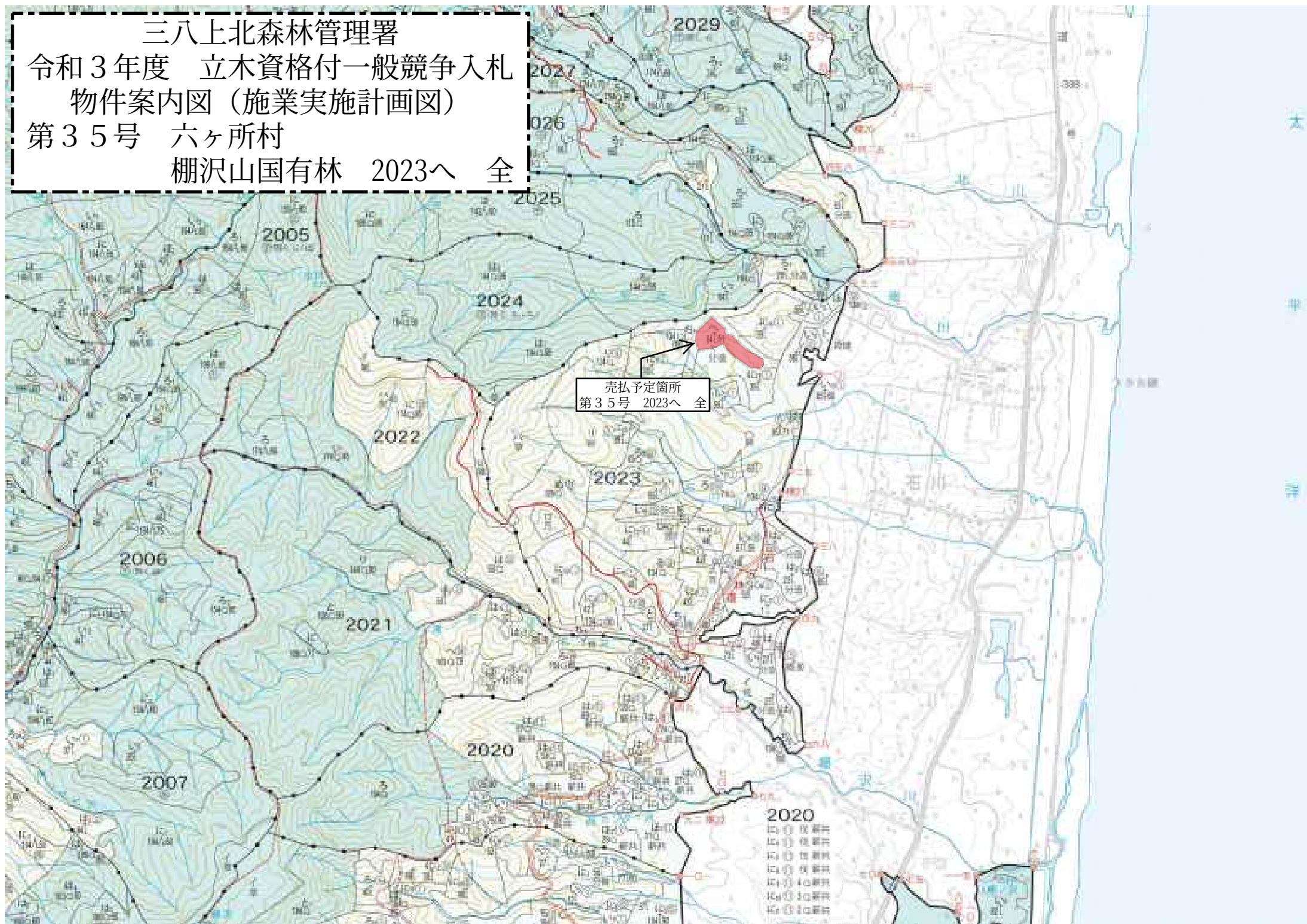
鷹架国有林 1165に林小班 内 9.16ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

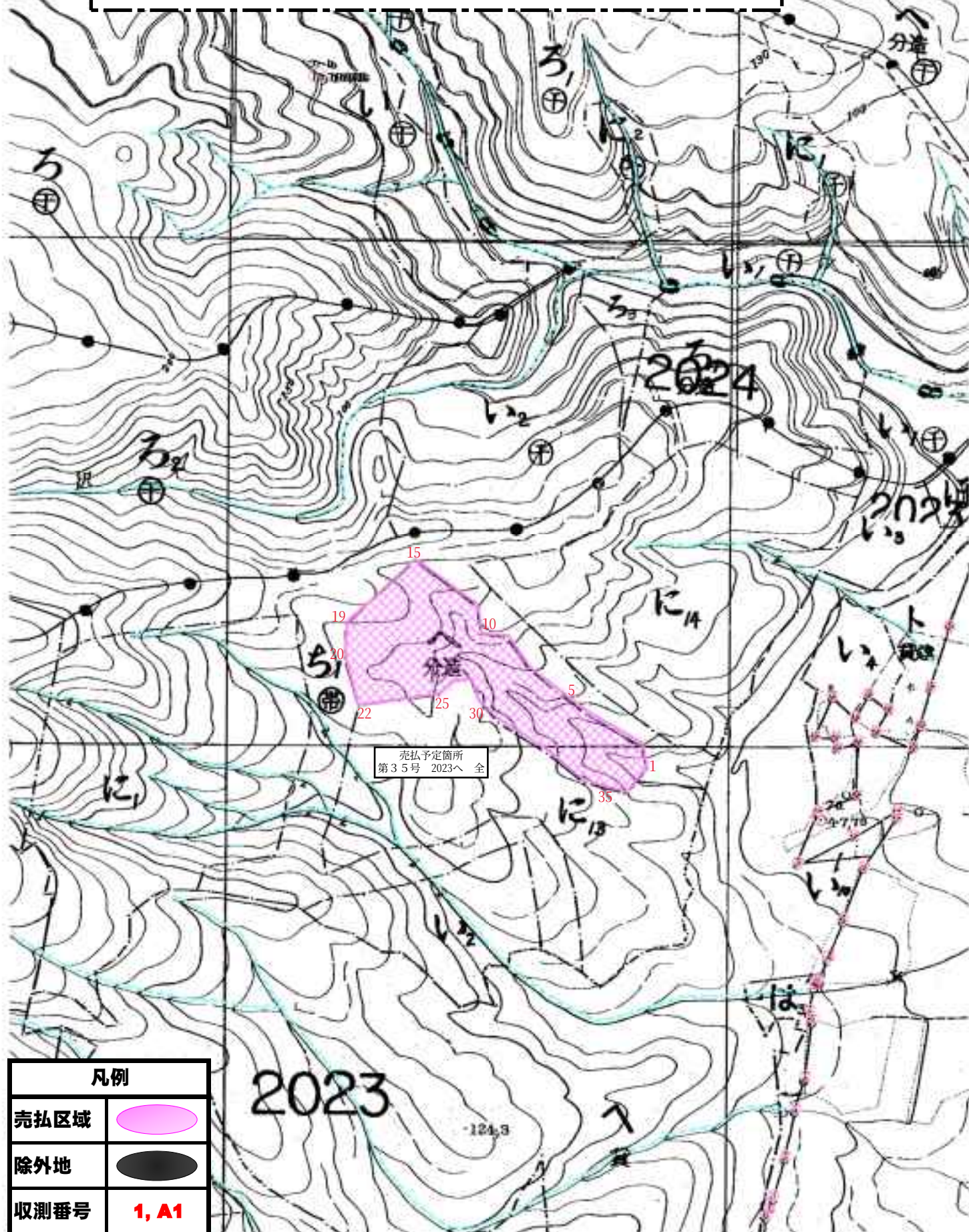
物件番号	35	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	棚沢山国有林	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	2023へ林小班					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木	2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材	66	371	217	120	60	15	3	852	418.92	26	16
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	18	20	1					39	2.38	12	9
面積（h a）	2.70	3. 搬出の際には砕石専用道路を使用するので、事前に土石採取事業者と調整すること。	ヒバNA	生立木	低質材	1	2						3	0.48	16	13
林齢（年）	67		アカマツNA	生立木	低質材			1					1	0.38	24	17
搬出期間（ヶ月）	36		N計			85	393	219	120	60	15	3	895	422.16		
契約関係	分収造林		ミズナラ	生立木	一般材			89	20	4	2		115	62.21	28	18
民収分納入方法	振り込み		サワグルミ	生立木	一般材			2	1				3	1.91	30	18
			ダケカンバ	生立木	一般材			2	1	1			4	3.42	34	20
法令制限、その他留意事項			ホオノキ	生立木	一般材			94	43	1			138	78.40	28	18
保安林	－		イタヤカエデ	生立木	一般材			20	8	2			30	18.41	30	18
自然公園	－		トチノキ	生立木	一般材			40	21	1			62	36.28	30	18
砂防指定	－		シナノキ	生立木	一般材			1					1	0.40	26	17
車両制限	－		センノキ	生立木	一般材				1				1	1.11	40	21
民地借用	－		シウリザクラ	生立木	一般材			24	12	2			38	24.12	30	19
延納	官収分のみ可		他L	生立木	一般材			43	11	1			55	27.92	28	18
			ブナ	生立木	低質材	1	3	1					5	0.59	14	10
			ミズナラ	生立木	低質材	27	251	41			1		320	42.70	16	12
			サワグルミ	生立木	低質材			1					1	0.27	22	16
			ホオノキ	生立木	低質材	18	161	47					226	32.40	16	12
			イタヤカエデ	生立木	低質材	22	82	10					114	11.59	14	10
			トチノキ	生立木	低質材	3	49	9					61	7.97	16	11
			シナノキ	生立木	低質材			1					1	0.27	22	16
			センノキ	生立木	低質材			3					3	0.81	22	16
			シウリザクラ	生立木	低質材	4	43	10					57	7.81	16	12
			他L	生立木	低質材	87	203	16					306	27.20	14	10
			L計			162	792	454	118	12	3		1,541	385.79		
			N・L計			247	1,185	673	238	72	18	3	2,436	807.95		

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第35号 六ヶ所村
棚沢山国有林 2023へ 全



三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

棚沢山国有林 2023へ林小班 全 2.70ha



凡例

売払区域



除外地



収測番号

1, A1

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	37（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林	1．本売払い物件は、公有林野官行造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示しており、区域内立木は全て伐採するものとする。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3．搬出等に際して財産区所有地を使用するため、財産区所有地にかかる立木や道等を損傷してはならない。 また、財産区所有地の使用後は末木枝条等を片付けて、使用する前の状態にして返地するものとする。	樹種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	1る2林小班外					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）
調査方法	標準地															
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		12,515	16,873	8,193	1,050	123		38,754	20,451.91		
面積（h a）	53.25		スギ	生立木	低質材	787	168						955	27.86		
林齢（年）	64・66		カラマツ	生立木	一般材		1,696	3,596	668	120			6,080	2,773.32		
搬出期間（ヶ月）	36		カラマツNA	生立木	低質材	48	944	260					1,252	256.19		
契約関係	官行造林		N計			835	15,323	20,729	8,861	1,170	123		47,041	23,509.28		
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			84	34	34			152	93.49		
			ミズナラ	生立木	一般材			34					34	11.31		
法令制限、その他留意事項			サワグルミ	生立木	一般材			187	230				417	259.86		
保安林	—		ウダイカンバ	生立木	一般材			60	71				131	84.59		
自然公園	—		ハンノキ	生立木	一般材			17					17	3.59		
砂防指定	—		ホオノキ	生立木	一般材			145					145	67.12		
車両制限	—		トチノキ	生立木	一般材			41					41	16.60		
民地借用	—		イタヤカエデ	生立木	一般材			17					17	9.41		
延納	官収分のみ可		シナノキ	生立木	一般材			21	76				97	69.93		
			センノキ	生立木	一般材			17	19				36	19.04		
			その他広	生立木	一般材			86	20				106	56.80		
			その他広	生立木	低質材	1,490	10,691	1,351	250	20			13,802	1,903.06		
		L計			1,490	10,691	2,060	700	54			14,995	2,594.80			
		N・L計				2,325	26,014	22,789	9,561	1,224	123		62,036	26,104.08		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	37-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地		スギ	生立木	一般材											
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材											
面積（h a）	2. 00		カラマツ	生立木	一般材			140	140	120			400	462. 11	36	24
林齢（年）	64		カラマツNA	生立木	低質材			100					100	49. 94	24	21
搬出期間（ヶ月）	36		N計					240	140	120			500	512. 05		
契約関係	官行造林		ブナ	生立木	一般材											
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材											
			サワグルミ	生立木	一般材			20	40				60	40. 27	30	20
法令制限、その他留意事項			ウダイカンバ	生立木	一般材											
保安林	－		ハンノキ	生立木	一般材											
自然公園	－		ホオノキ	生立木	一般材											
砂防指定	－		トチノキ	生立木	一般材			20					20	10. 07	28	19
車両制限	－		イタヤカエデ	生立木	一般材											
民地借用	－		シナノキ	生立木	一般材											
延納	官収分のみ可		センノキ	生立木	一般材											
			その他広	生立木	一般材			60	20				80	47. 77	28	20
			その他広	生立木	低質材	20	560	80		20			680	119. 45	18	13
			L 計			20	560	180	60	20			840	217. 56		
			N・L 計			20	560	420	200	140			1, 340	729. 61		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		37-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	1わ林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地			スギ	生立木	一般材		12,074	15,445	7,332	987	123		35,961	18,760.16	26	28
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	低質材	787	168						955	27.86	8	6
面積（h a）	43.35			カラマツ	生立木	一般材		1,072	1,904	144				3,120	1,132.21	22	16
林齢（年）	66			カラマツNA	生立木	低質材	32	480	32					544	73.38	14	13
搬出期間（ヶ月）	36			N計			819	13,794	17,381	7,476	987	123		40,580	19,993.61		
契約関係	官行造林			ブナ	生立木	一般材			84	34	34			152	93.49	30	18
民収分納入方法	振り込み			ミズナラ	生立木	一般材			34					34	11.31	24	17
				サワグルミ	生立木	一般材			125	148				273	175.60	30	20
法令制限、その他留意事項				ウダイカンバ	生立木	一般材			60	29				89	46.06	30	17
保安林	－			ハンノキ	生立木	一般材			17					17	3.59	24	11
自然公園	－			ホオノキ	生立木	一般材			103					103	44.60	24	19
砂防指定	－			トチノキ	生立木	一般材											
車両制限	－			イタヤカエデ	生立木	一般材			17					17	9.41	30	18
民地借用	－			シナノキ	生立木	一般材				13				13	12.67	40	18
延納	官収分のみ可			センノキ	生立木	一般材			17	19				36	19.04	30	16
				その他広	生立木	一般材			26					26	9.03	24	17
				その他広	生立木	低質材	1,209	8884	945	229				11267	1,532.22	16	12
				L計			1209	8,884	1,428	472	34			12,027	1,957.02		
				N・L計			2,028	22,678	18,809	7,948	1,021	123		52,607	21,950.63		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	37-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地		スギ	生立木	一般材		441	1,428	861	63			2,793	1,691.75	28	18
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材											
面積（h a）	7.90		カラマツ	生立木	一般材		624	1,552	384				2,560	1,179.00	24	18
林齢（年）	66		カラマツ	生立木	低質材	16	464	128					608	132.87	18	15
搬出期間（ヶ月）	36		N計			16	1,529	3,108	1,245	63			5,961	3,003.62		
契約関係	官行造林		ブナ	生立木	一般材											
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材											
法令制限、その他留意事項			サワグルミ	生立木	一般材			42	42				84	43.99	30	17
保安林	－		ウダイカンバ	生立木	一般材				42				42	38.53	40	18
自然公園	－		ハンノキ	生立木	一般材											
砂防指定	－		ホオノキ	生立木	一般材			42					42	22.52	28	20
車両制限	－		イタヤカエデ	生立木	一般材											
民地借用	－		トチノキ	生立木	一般材			21					21	6.53	22	18
延納	官収分のみ可		シナノキ	生立木	一般材			21	63				84	57.26	32	20
			センノキ	生立木	一般材											
			その他広	生立木	一般材											
			その他広	生立木	低質材	261	1,247	326	21				1,855	251.39	16	12
			L計				261	1,247	452	168			2,128	420.22		
			N・L計				277	2,776	3,560	1,413	63		8,089	3,423.84		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	38(合算)	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林	1. 本売払い物件は、公有林野官行造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示しており、区域内立木は全て伐採するものとする。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 搬出等に際して財産区所有地を使用するため、財産区所有地にかかる立木や道等を損傷してはならない。 また、財産区所有地の使用後は末木枝条等を片付けて、使用する前の状態にして返地するものとする。 4. 本売払い物件は、クマゲラ及びクマタカの生息が確認された箇所からクマゲラ1km・クマタカ2km以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～12月に限定することを予めご承知おき下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地		スギ	生立木	一般材		2,080	8,934	6,350	1,106	180	72	18,722	13,572.67		
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材		1,234	326	44				1,604	344.87		
面積 (h a)	24.54		アカマツ	生立木	一般材		1,083	1,748	684				3,515	1,749.62		
林齢 (年)	62～64		アカマツ	生立木	低質材		171						171	23.95		
搬出期間 (ヶ月)	36		N計				4,688	10,968	6,998	1,106	180	72	24,012	15,691.11		
契約関係	官行造林		サワグルミ	生立木	一般材			18	18				36	21.99		
民収分納入方法	振り込み		他L	生立木	低質材	378	2,105	373	89	19			2,964	355.60		
			L計			378	2,105	391	107	19			3,000	377.59		
法令制限、その他留意事項																
保安林	—															
自然公園	国立公園特3															
砂防指定	—															
車両制限	—															
民地借用	—															
延納	官収分のみ可															
その他	鳥獣保護区有り															
										</						

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	38-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地		スギ	生立木	一般材											
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材											
面積（h a）	5.00		アカマツ	生立木	一般材		1,083	1,748	684				3515	1,749.62	26	18
林齢（年）	63		アカマツNA	生立木	低質材		171						171	23.95	16	10
搬出期間（ヶ月）	36		N計				1,254	1,748	684				3,686	1,773.57		
契約関係	官行造林		サワグルミ	生立木	一般材											
民収分納入方法	振り込み		他L	生立木	低質材	228	969	19	19	19			1,254	94.59	14	8
			L計			228	969	19	19	19			1,254	94.59		
法令制限、その他留意事項																
保安林	－															
自然公園	国立公園特3															
砂防指定	－															
車両制限	－															
民地借用	－															
延納	官収分のみ可															
		N・L計				228	2,223	1,767	703	19		4,940	1,868.16			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	38-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地		スギ	生立木	一般材		688	1,952	1,424	176			4,240	2,818.58	28	19
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材											
面積（h a）	3.11		アカマツ	生立木	一般材											
林齢（年）	63		アカマツNA	生立木	低質材											
搬出期間（ヶ月）	36		N計				688	1,952	1,424	176			4,240	2,818.58		
契約関係	官行造林		サワグルミ	生立木	一般材											
民収分納入方法	振り込み		他L	生立木	低質材											
			L計													
法令制限、その他留意事項																
保安林	－															
自然公園	国立公園特3															
砂防指定	－															
車両制限	－															
民地借用	－															
延納	官収分のみ可															

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		38-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	2へ林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		標準地		スギ	生立木	一般材		810	2,448	2,106	666	180	72	6,282	5,087.16	30	20	
伐採方法		皆伐		スギ	生立木	低質材												
面積（h a）		7.84		アカマツ	生立木	一般材												
林齢（年）		62		アカマツNA	生立木	低質材												
搬出期間（ヶ月）		36		N計				810	2,448	2,106	666	180	72	6,282	5,087.16			
契約関係		官行造林		サワグルミ	生立木	一般材			18	18				36	21.99	30	19	
民収分納入方法		振り込み		他L	生立木	低質材	36	360	72					468	46.46	16	10	
				L計			36	360	90	18				504	68.45			
法令制限、その他留意事項																		
保安林		－																
自然公園		国立公園特3																
砂防指定		－																
車両制限		－																
民地借用		－																
延納		官収分のみ可																
その他		鳥獣保護区																
				N・L計			36	1,170	2,538	2,124	666	180	72	6,786	5,155.61			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		38-4	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	2い林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		標準地		スギ	生立木	一般材		120	860	400				1,380	708.41	28	19	
伐採方法		皆伐		スギ	生立木	低質材		300	160					460	53.65	16	10	
面積（h a）		1.26		アカマツ	生立木	一般材												
林齢（年）		64		アカマツN A	生立木	低質材												
搬出期間（ヶ月）		36		N計				420	1,020	400				1,840	762.06			
契約関係		官行造林		サワグルミ	生立木	一般材												
民収分納入方法		振り込み		他L	生立木	低質材												
				L計														
法令制限、その他留意事項																		
保安林		－																
自然公園		国立公園特3																
砂防指定		－																
車両制限		－																
民地借用		－																
延納		官収分のみ可																
				N・L計				420	1,020	400				1,840	762.06			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		38-5	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	2に林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		標準地		スギ	生立木	一般材												
伐採方法		皆伐		スギ	生立木	低質材												
面積（h a）		0.63		アカマツ	生立木	一般材												
林齢（年）		64		アカマツNA	生立木	低質材												
搬出期間（ヶ月）		36		N計														
契約関係		官行造林		サワグルミ	生立木	一般材												
民収分納入方法		振り込み		他L	生立木	低質材	48	160	128	48				384	78.31	20	10	
				L計			48	160	128	48				384	78.31			
法令制限、その他留意事項																		
保安林		－																
自然公園		国立公園特3																
砂防指定		－																
車両制限		－																
民地借用		－																
延納		官収分のみ可																
その他		鳥獣保護区																
				N・L計			48	160	128	48				384	78.31			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		38-6	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	奥瀬財産区 官行造林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	2ほ林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		標準地		スギ	生立木	一般材		462	3,674	2,420	264			6,820	4,958.52	30	20	
伐採方法		皆伐		スギ	生立木	低質材		572	506	66				1,144	291.22	20	14	
面積（h a）		6.70		アカマツ	生立木	一般材												
林齢（年）		64		アカマツNA	生立木	低質材												
搬出期間（ヶ月）		36		N計				1,034	4,180	2,486	264			7,964	5,249.74			
契約関係		官行造林		サワグルミ	生立木	一般材												
民収分納入方法		振り込み		他L	生立木	低質材	66	616	154	22				858	136.24	18	12	
				L計			66	616	154	22				858	136.24			
法令制限、その他留意事項																		
保安林		－																
自然公園		国立公園特3																
砂防指定		－																
車両制限		－																
民地借用		－																
延納		官収分のみ可																
その他		鳥獣保護区																
				N・L計			66	1,650	4,334	2,508	264			8,822	5,385.98			

三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

第37号	十和田市 奥瀬財産区官行造林	1ろ2	全
		1わ	全
		1か	全
第38号	十和田市 奥瀬財産区官行造林	2ろ	全
		2は	全
		2へ	全
		2い	全
		2に	全
		2ほ	全

公有林野等官行

売払予定箇所
第38号 2ろ 外5 全

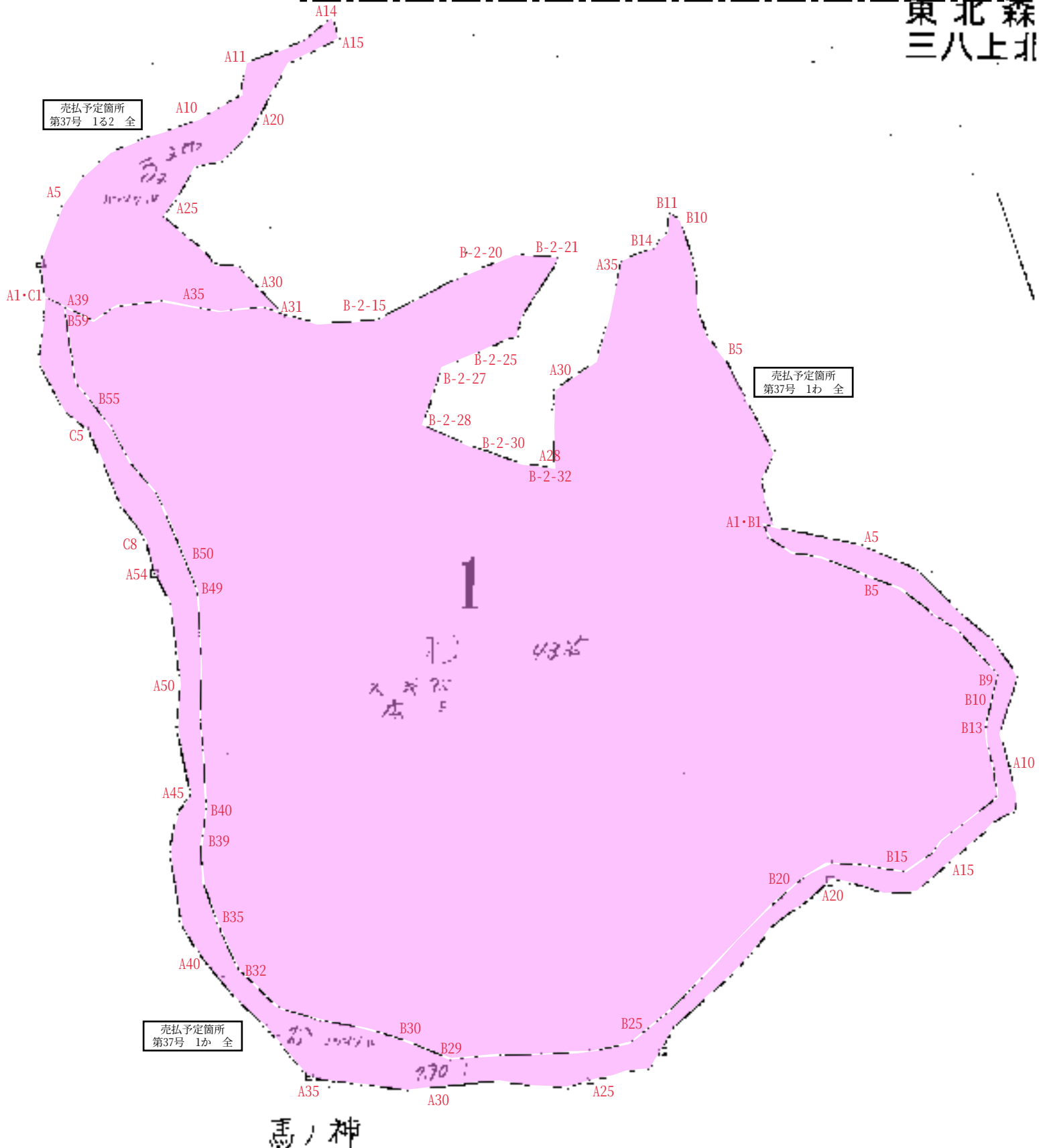
売払予定箇所
第37号 1ろ2 外2 全

凡 例

国有林
官行造林



奥瀬財産区官行造林	1る2林小班	全	2.00ha
	1わ林小班	全	43.35ha
	1か林小班	全	7.90ha

$$\frac{1}{5,000}$$


三八上北森林管理署
令和3年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

奥瀬財産区官行造林	2ろ林小班	全	5.00ha
	2は林小班	全	3.11ha
	2へ林小班	全	7.84ha
	2い林小班	全	1.26ha
	2に林小班	全	0.63ha
	2ほ林小班	全	6.70ha

